



HAKUSAN  
SHINKIN

第54期 2025  
ディスクロージャー

はくさん信用金庫

# CONTENTS

---

経営理念	1
組織と概要	2
店舗一覧	3
当金庫の主要な事業の内容	4
事業の概況	5
経営指標	7
リスク管理の体制	12
法令遵守の体制	13
内部管理態勢の整備	15
顧客保護等への取組み	16
中小企業の経営の改善及び 地域の活性化のための取組みの状況	19
総代会について	26
財務諸表	28
不良債権の状況	33
役職員の報酬体系	34
自己資本の充実の状況	35
信用金庫のディスクロージャー開示項目	44

本冊子は信用金庫法第89条（銀行法第21条準用）に基づいて作成した資料です。

- ・計数は、原則として単位未満を切り捨てて表示しております。
- ・計数中の“0”は計数が単位未満であることを、“-”は該当する計数が無いことを表しております。

# 経営理念

## 経営理念

豊かな自然と文化に囲まれたこの地において、コミュニティバンクとして地域にしっかりと寄り添い、「地域経済の発展」、「社会の繁栄」、「健全な経営」、「明るく豊かな未来の実現」に向けて役職員一丸となって取り組んでまいります。

## 経営方針

地域経済の発展	私たちは、地域金融機関としてお客さまの目線に立ち、ニーズや課題を的確にとらえ、共通価値の創造を図り、適切な金融サービスや情報を提供することで、地域企業の発展と、お客さまの豊かな生活の実現に貢献します。
社会の繁栄	私たちは、持続可能な社会の繁栄に貢献するとともに、社会的、文化的活動や、環境に配慮した取り組みへ積極的に行動します。
健全な経営	私たちは、お客さま本位の業務運営、ガバナンスの強化、安定かつ適正な収益の確保、経営情報等の開示により経営の健全性と透明性の確保を図ります。
明るく豊かな未来の実現	私たちは、信用金庫人として、誇りと信念を持ち自己研鑽に励み、働きがいのある職場環境の整備と福利向上に努め、地域のお客さまとともに、豊かな自然、風土、社会、産業、文化を未来へ繋げ、明るく豊かな未来の実現に取り組みます。

## コーポレートメッセージ

この街とともに、前を向く。上を向く。

## ロゴマーク



HAKUSAN  
SHINKIN

### 【デザインコンセプト】

正式名称でもある「白山」をモチーフに、「上向きなスタート」を表現しました。

お客さまひとり一人の夢のはじまりを応援し、地域とともに未来に向かって上昇していく、そんな想いを込めました。

### 【コーポレートカラー】

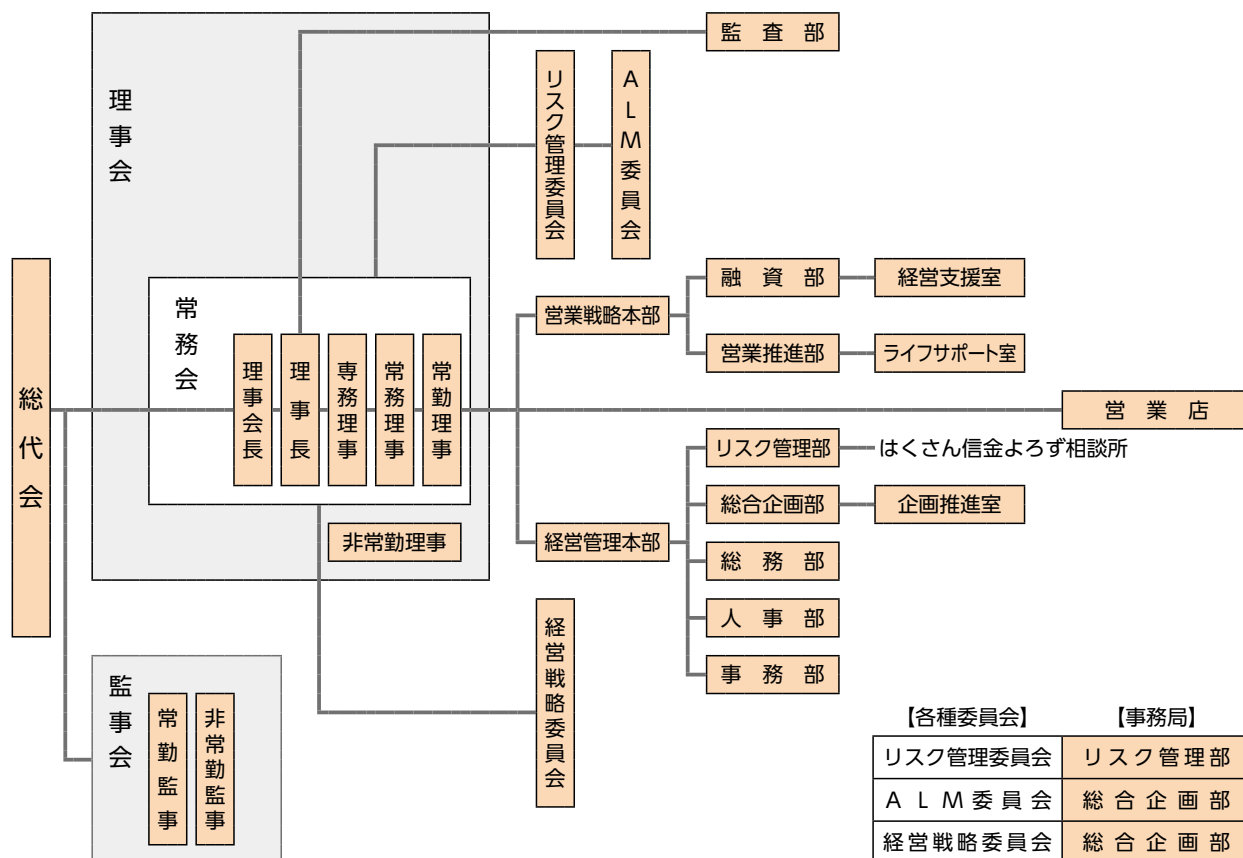
希望を連想させるオレンジと黄色のグラデーションとなっており、白山の御来光をイメージしました。

温かみがありエネルギー溢れる信用金庫になりたい、地域の未来を照らす存在になりたい、そんな願いを込めたカラーとしています。店舗看板や各種印刷物に使用しておりますので是非ご覧ください。

# 組織と概要

## 事業の組織

(令和7年6月30日現在)



## 役員一覧

(令和7年6月30日現在)

理事長 (代表理事)	玉井重治	理事 (非常勤、職員外)	中西英文
専務理事 (代表理事)	能崎勝也 総務部長	理事 (非常勤、職員外)	中村義彦
常務理事	池田裕之 経営管理本部長	理事 (非常勤、職員外)	山本正人
常勤理事	小林清利 本店営業部長	理事 (非常勤、職員外)	長基健司
常勤理事	森昌史 融資部長	理事 (非常勤、職員外)	高木雅宣
		理事 (非常勤、職員外)	西村一伸
		常勤監事	石野修
		監事 (非常勤)	元山利朗
		監事 (非常勤)	大竹和彦
		監事 (非常勤、員外)	小木曾史佳

## 会計監査人

(令和7年6月30日現在)

木戸公認会計士事務所 公認会計士 木戸正裕氏

# 店舗一覧

## 営業地区一覧

石川県金沢市、かほく市、白山市、小松市、加賀市、能美市、野々市市、河北郡、および能美郡

## 店舗一覧

(令和7年6月30日現在)

店名	住所	TEL
本店営業部	金沢市玉川町11番18号	(076)233-1181
鳴和支店	金沢市鳴和一丁目14番27号	(076)252-5222
金沢西支店	金沢市駅西本町二丁目2番40号	(076)223-2123
米丸支店	金沢市入江三丁目139番地	(076)291-1525
つるぎ営業部	白山市鶴来本町一丁目ワ107番地の2	(076)272-1212
白峰支店	白山市白峰口77番地の1	(076)259-2111
明光支店	白山市明光三丁目2番	(076)273-3333
野々市支店	野々市市本町三丁目7番9号	(076)248-0321
野々市南支店	野々市市新庄四丁目48番地	(076)246-4355
松任支店	白山市東新町4番地	(076)275-1234
松任南支店	白山市専福寺町154番地1	(076)276-1100
千代野支店	白山市千代野東五丁目5番地1	(076)276-5123
美川支店	白山市美川神幸町ソ336番地1	(076)278-2350
川北支店	能美郡川北町字田子島エ121番地	(076)277-2500
辰口支店	能美市三ツ屋町口38番地	(0761)51-3141
寺井支店	能美市寺井町た65番地1	(0761)57-0670
根上支店	能美市大成町チ269番地	(0761)55-1317
小松中央支店	小松市西町123番地の1	(0761)22-7251
小松支店	小松市天神町49番12号	(0761)22-8822
小松東支店	小松市白江町ハ23番地1	(0761)22-0660
粟津駅前支店	小松市符津町ウ76番地の5	(0761)44-2538
(本部)	金沢市玉川町11番18号	(076)233-1188

(注) 当金庫ではお客さまのニーズに応え、全店舗にATM(現金自動預払機)を設置しております。  
ATMの所在地や稼働時間については、当金庫ホームページをご覧ください。

## 店舗外現金自動設備設置場所

(令和7年6月30日現在)

金沢市内	JR金沢駅、新神田出張所
野々市市内	野々市市役所
白山市内	公立松任石川中央病院、アピタ松任、公立つるぎ病院、ショッピングセンター「コア」、美川南出張所
能美市内	ねあがりショッピングタウン、緑が丘出張所
小松市内	アルプラザ小松、粟津温泉出張所

# 当金庫の主要な事業の内容

- 1 預金及び定期積金の受入れ
- 2 資金の貸付け及び手形の割引
- 3 為替取引
- 4 上記1～3の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
  - (1) 債務の保証又は手形の引受け
  - (2) 有価証券（(5)に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。）の売買（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引（投資の目的をもってするものに限る。）
  - (3) 有価証券の貸付け
  - (4) 国債証券、地方債証券若しくは政府保証債（以下「国債証券等」という。）の引受け（売出しの目的をもってするものを除く。）並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り
  - (5) 金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務（除く商品投資受益権証券の取得・譲渡に係る付随業務）
  - (6) 短期社債等の取得又は譲渡
  - (7) 次に掲げる者の業務の代理  
株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構、  
独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人福祉医療機構、  
日本銀行、年金積立金管理運用独立行政法人、独立行政法人農林漁業信用基金、  
独立行政法人中小企業基盤整備機構、地方住宅供給公社、  
東日本建設業保証株式会社、日本酒造組合中央会、  
一般社団法人しんきん保証基金、一般財団法人ベンチャーエンタープライズセンター、  
一般財団法人建設業振興基金、一般社団法人全国石油協会、  
公益社団法人全国市街地再開発協会、公益財団法人不動産流通推進センター、  
独立行政法人環境再生保全機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、  
株式会社日本政策投資銀行
  - (8) 次に掲げる者の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣が定めるものに限る。）  
金庫（信用金庫及び信用金庫連合会）
  - (9) 信託会社又は信託業務を営む金融機関の業務の媒介（内閣総理大臣が定めるものに限る。）  
信金中央金庫、株式会社りそな銀行
  - (10) 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
  - (11) 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
  - (12) 振替業
  - (13) 両替
  - (14) デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）であって信用金庫法施行規則で定めるもの（(5)に掲げる業務に該当するものを除く。）
  - (15) 金の取扱い
  - (16) 金融等デリバティブ取引（(5)及び(14)に掲げる業務に該当するものを除く。）
- 5 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務（上記4により行う業務を除く。）
- 6 法律により信用金庫が営むことのできる業務
  - (1) 保険業法（平成7年法律第105号）第275条第1項により行う保険募集
  - (2) 当せん金付証券法の定めるところにより、都道府県知事等からの委託又は都道府県知事等の承認を得て行われる受託機関からの再委託に基づき行う当せん金付証券の販売事務等
  - (3) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等（債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く。）
  - (4) 電子記録債権法第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務
  - (5) 中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律（令和3年法律第80号）第54条第1項により行う共済募集

# 事業の概況

## 事業方針

令和6年度のが国の経済は、雇用・所得環境の改善を背景に個人消費に前向きな動きがみられたほか、旺盛なインバウンド需要による観光業の持ち直しなどが寄与し、全体的には緩やかな回復基調を維持いたしました。その一方で、地域経済に目を向けますと、当地においては「令和6年能登半島地震」や令和6年9月に発生した「奥能登豪雨」など甚大な被害をもたらした自然災害の影響に加え、資材・エネルギー価格の上昇など長引く物価高騰、急速に進行する人手不足を背景とした人材確保に向けた人件費負担の上昇や供給制約など、私どもの主要取引先である中小零細企業の経営環境は依然として厳しく、景気回復を実感するには程遠い状況にあります。

こうした中、当金庫では、令和6年度より「石川の新たな未来に向けて、未来を拓く金庫を目指して」をメインテーマとする新3ヵ年計画「中期経営計画2024~2026」をスタートさせ、『令和6年能登半島地震』からの石川県の再生」を重点施策の一つとして掲げ、震災の影響を受けている事業者の皆さまに対し、石川県の支援策「令和6年能登半島地震災害対策特別融資保証（県伴走（復興）」）を活用した資金繰り支援を積極的に実施したほか、お取引先の販路拡大と能登の復興を応援することを目的とした「食のフェスティバル〜ともに越えよう石川〜」の開催、「震災復興応援定期預金『エール』」の販売と募集趣旨に沿った被災地への義援金の寄付など、震災からの復興に対する側面的支援に金庫を挙げて取り組んでまいりました。

また、厳しい経営環境下において経営改善に奮闘されている事業者の皆さまへの伴走支援の強化を目的に、経営支援室を立ち上げ、個社別の課題に応じた適切なソリューションの提供を行うなど、お客さまに寄り添ったサポート活動を積極的に展開してまいりました。

足元の日本の経済情勢は、日銀の政策金利の上昇に加えて、米国の相互関税政策をはじめとした地政学的リスクなどによる下押し圧力の拡大が懸念されており、その不透明感は色濃く続くものと考えております。このような情勢のもとで、中小事業者や地域のお客さまが抱える課題も多様化・複雑化する中でありますが、引き続き皆さま方の事業継続を支え、“地域のために存在し、地域を守る”という信用金庫の使命を果たすべく、役職員一丸となって適切な仲介機能の発揮に取組む所存でございますので、今後とも一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

## 業績

預金積金（期末残高）は、事業性融資先のメイン化を積極的に推進した結果、法人預金を中心に順調に増加し、前期末比61億58百万円増加の3,224億59百万円となりました。

貸出金（期末残高）は、当年度も金庫の基本戦略である新規融資開拓活動を柱とした営業活動を積極的に展開したほか、震災の影響を受けている事業者の皆さまの資金繰り支援に積極的に取り組んだ結果、事業性融資は前期末比順調に増加した一方で、地公体向け貸出の約定償還が進んだことにより前期末比減少した結果、全体では前期末比17億19百万円減少の1,830億32百万円となりました。

損益状況につきましては、日銀の金融政策の影響により預金利息が前年同期比大きく増加した一方で、貸出金の期中平均残高の積み上げによる利息収入の増加や、市場金利の上昇に伴う余資運用収益全般の増加が資金利益の増加に寄与したほか、役務取引等利益も前年同期比増加した結果、本業の儲けを示すコア業務純益については前年同期比25百万円増加し、経営統合後最大規模となる6億11百万円を計上することができました。

その一方で、今後の市場環境を見据え、含み損を抱える有価証券の一部について損失処理を実施したほか、貸出先の業況等を踏まえ貸倒引当金を適切に積み増すなど、財務健全化に向けた経営課題の処理を着実に進めたことから、経常利益は1億72百万円の計上となりました。

当期純利益は、来期の課税所得想定に基づき繰延税金資産を積み増した結果、1億92百万円の計上となりました。

## 展 望

足元の金庫を取り巻く経営環境は、米国のトランプ新政権発足後の世界経済の不確実性の増大や地政学的リスク等が我が国の金融市場に与える影響について注視しておく必要があるほか、少子高齢化に伴う人口動態の変化や人手不足の深刻化などの構造的な地域課題、テクノロジーの進展等に伴うITサイバー、マネー・ローンダリング等のリスクの増大やシステム投資等の負荷の増大など、多くの事象が急速に進展・変化しており、非常に難しい舵取りを迫られる環境が継続するものと考えております。このような環境下において、地域経済の発展を支えるという信用金庫の使命を遂行し、質の高い金融仲介機能を継続的に発揮していくためには、自らの健全性確保・持続可能なビジネスモデルの構築がこれまで以上に重要となります。

その中で、中期経営計画の中間年度となる令和7年度は、引き続き同計画に掲げた重点施策等を対処すべき課題として、経営資源を効率的かつ効果的に活用しながらその達成に取り組むとともに、さらなる金利上昇や市場環境の変化を見据え、経営管理態勢やリスク管理態勢の点検・見直し等を実施しながら、内部管理の強化による健全性の確保にしっかりと取り組んでまいります。

当金庫のコーポレートメッセージ「この街とともに、上を向く。前を向く。」に込めた「お客さま一人ひとりの明るい未来に向けて、どんな時でも前を向き上昇していく。そんな存在を目指していく。」という金庫としての決意を胸に、地域に寄り添い、地域を全力で支えてまいります。

## 当金庫が対処すべき課題

### (1) 「令和6年能登半島地震」からの石川県の再生への取り組み

令和6年能登半島地震と令和6年9月奥能登豪雨は能登地区に甚大な被害をもたらし、その復興についても道半ばで長い時間がかかるものと思われます。この中期経営計画の3年間は、能登半島地震からの復旧・復興支援、被災者や被災事業者に寄り添った伴走支援の推進が必要不可欠となるものと認識し、当金庫としても県下の地域金融機関の一つとして、一日も早い復旧・復興の一助となるよう側面的支援に引き続き取り組んでまいります。一方で、北陸新幹線県内全線開業を契機とした地域経済の活性化についても取り組んでまいります。

### (2) 組織の改革（社会経済の変化に合わせた組織風土の変革に向けた取り組み）

前中期経営計画では、預貸金5,000億円の業容基盤の確保という目標を、役職員一丸となって達成いたしました。今回の新中期経営計画では、次のステップとして「質の追求」、「ソリューション・カンパニー」への転換に向けた人づくりや、挑戦意欲・成長意欲が高い組織風土への変革を図る必要があるとの課題意識のもと、自ら考え行動し、多様な意見を認め合いながら挑戦し続けることができる人材集団を構築し、持続可能なビジネスモデルへの変革を実現するため、人事制度の抜本的な改革に取り組んでまいります。

### (3) 市場金利上昇への対応（コア業務純益回復に向けた取り組み）

令和6年3月に日本銀行がマイナス金利解除に踏み切って以降、令和7年1月にかけて2度の追加利上げを決定するなど「金利のある世界」への回帰が鮮明となっており、預金調達コストの増加が顕著となっているほか、エネルギー・原材料価格の高騰による経常経費の増加や人材確保に向けた賃上げなどが、コア業務純益を押し下げる要因となっており、中期経営計画での3か年ではコア業務純益の維持・確保に向けた各種施策に積極的に取り組んでまいります。

### (4) 信用金庫のDXの推進（業務の効率化、ペーパーレス化に向けた取り組み）

営業店の業務は多様化および複雑化している一方で、人材不足という課題も相まって金庫業務の効率化については対応が急務となります。対面取引での各支援システムの導入を図るほか、ペーパーレス化に向けた取り組みを図るほか、若年層を中心としたお客さまのニーズの変化に対応すべく、非対面チャネルの強化にも積極的に取り組んでまいります。また、当金庫や信用金庫業界が保有するビックデータを活用したお客さまへの適時適格なコンサルティングの実施に向けたデータベースの利活用など、DXの推進に積極的に取り組んでまいります。

### (5) その他制度改正等への対応

令和7年3月末のパーゼルⅢ最終化移行への対応、手形・小切手機能の全面電子化推進への対応、口座登録法および口座管理法への対応など制度改正に関する取り組みが必要となるほか、引き続きマネロン・テロ資金供与対策の強化、サイバー対策などの内部管理体制の全般的な強化に努めてまいります。また、SDGs、気候変動問題、およびカーボニュートラルの実現に向けた取組などの視点を中心に、地域において顕在化している課題の解決だけでなく、将来に向けた予防的な取組など、非金融面においても地域社会への継続的な支援を続けてまいります。

# 経営指標

## 最近5事業年度の主要な経営指標の推移

(単位：利益・出資は千円、残高は百万円)

区 分	令和3年3月期	令和4年3月期	令和5年3月期	令和6年3月期	令和7年3月期
経常収益	2,800,628	3,166,793	3,131,312	3,170,711	3,380,335
経常利益	250,151	215,964	287,153	279,030	172,065
当期純利益	192,491	313,217	403,888	159,078	192,055
出資総額	1,287,362	1,287,334	1,287,488	1,288,879	1,292,165
出資総口数(千口)	25,747	25,746	25,749	25,777	25,843
純資産額	8,176	7,807	6,854	6,760	5,916
総資産額	323,746	335,684	323,047	326,423	331,853
預金積金残高	303,742	312,145	312,324	316,300	322,459
貸出金残高	173,536	173,665	176,032	184,751	183,032
有価証券残高	36,258	40,228	39,820	39,329	37,963
単体自己資本比率(%)	7.83	8.07	8.23	8.32	8.79
出資に対する配当金(円) (出資一口当たり)	25,686,423 (1)	25,702,659 (1)	25,735,800 (1)	25,659,873 (1)	25,770,969 (1)
役員数(人)	17	16	16	15	16
うち常勤役員数(人)	8	7	7	6	7
職員数(人)	238	222	209	209	205
会員数(人)	33,530	33,113	32,842	32,542	32,283

## 業務粗利益

(単位：千円)

区 分	令和6年3月期	令和7年3月期
資金運用収支	2,767,407	2,815,486
資金運用収益	2,780,239	2,964,574
資金調達費用	12,832	149,087
役務取引等収支	51,141	58,355
役務取引等収益	347,202	349,412
役務取引等費用	296,060	291,056
その他業務収支	△ 181,484	△ 177,685
その他業務収益	7,079	33,795
その他業務費用	188,563	211,481
業務粗利益	2,637,064	2,696,155
業務粗利益率(%)	0.82	0.83

- (注) 1. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(令和6年3月期一千円、令和7年3月期103千円)を控除して表示しております。  
2. 業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100  
3. 国際業務部門については該当ありません。

## 業務純益

(単位：千円)

区 分	令和6年3月期	令和7年3月期
業務純益	381,867	360,355
実質業務純益	399,372	402,437
コア業務純益	586,262	611,522
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く)	586,262	611,522

- (注) 1. 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)  
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしております。また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。  
2. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額  
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。  
3. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益  
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

## 資金運用収支の内訳

(単位：残高は百万円、利息は千円、%)

区 分	令和6年3月期			令和7年3月期		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資金運用勘定	321,345	2,780,239	0.86	321,939	2,964,909	0.92
うち貸出金	176,608	2,147,504	1.21	181,431	2,198,574	1.21
うち預け金	91,698	125,650	0.13	87,444	247,082	0.28
うち商品有価証券	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	42,322	367,172	0.86	42,056	371,806	0.88
資金調達勘定	317,836	12,832	0.00	318,468	149,087	0.04
うち預金積金	318,079	11,552	0.00	318,585	148,094	0.04
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	206	1,029	0.49	88	837	0.95

- (注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和6年3月期149百万円、令和7年3月期151百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(令和6年3月期500百万円、令和7年3月期257百万円)及び利息(令和6年3月期一千円、令和7年3月期103千円)を、それぞれ控除して表示しております。  
2. 国際業務部門については該当ありません。

## 受取・支払利息の増減

(単位：千円)

区 分	令和6年3月期			令和7年3月期		
	残高による増減	利率による増減	純 増 減	残高による増減	利率による増減	純 増 減
受取利息	35,730	34,295	70,025	49,378	135,291	184,670
うち貸出金	49,193	△ 22,092	27,101	58,183	△ 7,114	51,069
うち預け金	△ 7,936	30,236	22,299	△ 6,068	127,500	121,432
うち有価証券	△ 1,171	15,525	14,353	△ 2,367	7,000	4,633
支払利息	△ 1,760	3,350	1,590	△ 566	136,925	136,358
うち預金積金	1,807	—	1,807	15	136,525	136,541
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	△ 27,827	27,641	△ 186	△ 857	664	△ 192

(注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しております。  
2. 国際業務部門については該当ありません。

## 利 鞘

(単位：%)

区 分	令和6年3月期	令和7年3月期
資金運用利回	0.86	0.92
資金調達原価率	0.70	0.76
総資金利鞘	0.16	0.16

## 利益率

(単位：%)

区 分	令和6年3月期	令和7年3月期
総資産経常利益率	0.08	0.05
総資産当期純利益率	0.04	0.05

(注) 総資産経常(当期純)利益率=経常(当期純)利益/総資産(除く債務保証見返)平均残高×100

## 預金に関する指標

### 預金積金・譲渡性預金残高(期中平均残高) (単位：百万円)

区 分	令和6年3月期	令和7年3月期
流動性預金	131,161	134,645
うち有利息預金	111,514	114,760
定期性預金	186,031	183,028
うち固定金利定期預金	176,095	173,116
うち変動金利定期預金	7	7
その他	886	911
小 計	318,079	318,585
譲渡性預金	—	—
合 計	318,079	318,585

(注) 1. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金  
2. 定期性預金=定期預金+定期積金  
  固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金  
  変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金  
3. 国際業務部門については該当ありません。

### 定期預金残高(期末残高) (単位：百万円)

科 目	令和6年3月期	令和7年3月期
定期預金	169,314	167,841
固定金利定期預金	169,307	167,834
変動金利定期預金	7	7
その他	—	—

## 貸出金等に関する指標

### 貸出金残高(期中平均残高) (単位：百万円)

科 目	令和6年3月期	令和7年3月期
割引手形	371	270
手形貸付	8,281	7,478
証書貸付	152,376	157,801
当座貸越	15,578	15,879
合 計	176,608	181,431

(注) 国際業務部門については該当ありません。

### 貸出金残高(期末残高) (単位：百万円)

区 分	令和6年3月期	令和7年3月期
貸出金	184,751	183,032
固定金利	117,202	116,845
変動金利	67,549	66,187

### 貸出金の担保別内訳 (期末残高) (単位：百万円)

区 分	令和6年3月期	令和7年3月期
当金庫預金積金	1,420	1,279
有価証券	—	—
動 産	—	—
不動産	32,746	31,355
その他	—	—
小 計	34,167	32,634
信用保証協会・信用保険	34,227	37,764
保 証	17,071	17,284
信 用	99,285	95,349
合 計	184,751	183,032

### 債務保証見返の担保別内訳 (期末残高) (単位：百万円)

区 分	令和6年3月期	令和7年3月期
当金庫預金積金	14	14
有価証券	—	—
動 産	—	—
不動産	1,583	1,813
その他	—	—
小 計	1,597	1,827
信用保証協会・信用保険	0	—
保 証	0	0
信 用	805	691
合 計	2,405	2,518

### 貸出金用途別残高 (期末残高) (単位：百万円、%)

区 分	令和6年3月期		令和7年3月期	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	67,655	36.61	68,396	37.36
運転資金	117,096	63.38	114,636	62.63
合 計	184,751	100.00	183,032	100.00

### 個人ローン残高 (期末残高) (単位：百万円)

区 分	令和6年3月期	令和7年3月期
消費者ローン	4,995	5,012
住宅ローン	25,852	25,763
合 計	30,847	30,775

### 貸出金業種別内訳 (期末) (単位：先、百万円、%)

業 種 区 分	令和6年3月期			令和7年3月期		
	貸出先数	貸出金残高	構 成 比	貸出先数	貸出金残高	構 成 比
製造業	277	9,091	4.92	287	9,545	5.21
農業、林業	19	423	0.22	15	289	0.15
漁業	3	66	0.03	3	59	0.03
鉱業、採石業、砂利採取業	2	419	0.22	3	453	0.24
建設業	723	17,304	9.36	727	18,250	9.97
電気・ガス・熱供給・水道業	12	717	0.38	10	637	0.34
情報通信業	11	439	0.23	13	669	0.36
運輸業、郵便業	78	3,470	1.87	74	3,280	1.79
卸売業、小売業	455	9,944	5.38	452	9,749	5.32
金融業、保険業	17	3,274	1.77	18	3,396	1.85
不動産業	398	30,561	16.54	399	29,637	16.19
物品賃貸業	10	757	0.40	10	684	0.37
学術研究、専門・技術サービス業	14	142	0.07	14	192	0.10
宿泊業	24	1,761	0.95	23	1,715	0.93
飲食業	351	3,321	1.79	360	3,362	1.83
生活関連サービス業、娯楽業	132	1,667	0.90	138	1,683	0.91
教育、学習支援業	14	405	0.21	15	925	0.50
医療、福祉	57	4,699	2.54	56	4,945	2.70
その他のサービス	377	10,026	5.42	393	11,093	6.06
小 計	2,974	98,496	53.31	3,010	100,571	54.94
国・地方公共団体等	13	53,688	29.05	14	50,228	27.44
個 人	6,429	32,567	17.62	6,141	32,233	17.61
合 計	9,416	184,751	100.00	9,165	183,032	100.00

(注) 業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

### 預貸率 (単位：%)

区 分	令和6年3月期	令和7年3月期
期末預貸率	58.41	56.76
期中平均預貸率	55.52	56.94

(注) 1. 預貸率=貸出金/(預金積金+譲渡性預金)×100  
2. 国際業務部門については該当ありません。

## 有価証券等に関する指標

### 商品有価証券（期中平均残高）

該当ありません。

### 有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	令和6年3月期							合 計
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	
国 債	—	—	—	—	—	6,610	—	6,610
地方債	—	1,306	150	—	494	3,639	—	5,589
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	1,217	1,671	1,360	2,430	971	5,600	—	13,252
株 式	—	—	—	—	—	—	97	97
外国証券	—	804	1,899	798	600	763	5,487	10,354
その他の証券	—	2,212	456	161	—	192	400	3,424
合 計	1,217	5,995	3,867	3,390	2,065	16,806	5,985	39,329

区 分	令和7年3月期							合 計
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	
国 債	—	—	—	—	—	5,996	—	5,996
地方債	1,299	—	250	469	2,791	1,165	—	5,976
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	1,211	1,144	3,197	1,252	3,114	2,535	—	12,456
株 式	—	—	—	—	—	—	100	100
外国証券	—	1,601	1,500	700	400	640	5,433	10,276
その他の証券	—	1,789	353	147	190	—	674	3,156
合 計	2,511	4,536	5,301	2,570	6,496	10,338	6,208	37,963

### 有価証券残高（期中平均残高）

(単位：百万円)

区 分	令和6年3月期	令和7年3月期
国 債	7,513	7,511
地方債	5,705	6,089
社 債	13,944	13,266
株 式	83	83
外国証券	10,964	10,939
その他の証券	4,109	4,166
合 計	42,322	42,056

### 預証率

(単位：%)

区 分	令和6年3月期	令和7年3月期
期末預証率	12.43	11.77
期中平均預証率	13.30	13.20

(注) 1. 預証率 = 有価証券 / (預金積金 + 譲渡性預金) × 100  
2. 国際業務部門については該当ありません。

## 有価証券等の時価情報

### 売買目的有価証券、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

該当ありません。

### 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

区 分	種 類	令和6年3月期			令和7年3月期		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	1,299	1,350	50	—	—	—
	社 債	2,012	2,038	26	409	412	2
	その他	804	809	5	—	—	—
	小 計	4,116	4,198	82	409	412	2
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	575	559	△ 15	1,956	1,879	△ 77
	社 債	865	834	△ 31	2,407	2,274	△ 133
	その他	3,500	3,392	△ 108	4,303	4,140	△ 162
	小 計	4,941	4,786	△ 154	8,667	8,294	△ 373
合 計		9,057	8,985	△ 72	9,077	8,707	△ 370

- (注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。  
 2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託です。  
 3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

### その他有価証券

(単位：百万円)

区 分	種 類	令和6年3月期			令和7年3月期		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	50	36	14	53	36	16
	債 券	3,713	3,688	24	1,018	1,016	1
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地方債	1,410	1,399	10	500	499	0
	社 債	2,303	2,288	14	518	516	1
	その他	298	294	3	614	599	15
	小 計	4,062	4,019	42	1,686	1,653	33
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	16,986	18,481	△ 1,494	18,637	21,208	△ 2,568
	国 債	6,610	7,515	△ 904	5,996	7,514	△ 1,517
	地方債	2,304	2,503	△ 198	3,520	3,894	△ 374
	社 債	8,071	8,462	△ 391	9,120	9,796	△ 676
	その他	9,173	10,349	△ 1,175	8,511	9,613	△ 1,101
	小 計	26,160	28,830	△ 2,670	27,149	30,819	△ 3,670
合 計	30,222	32,850	△ 2,627	28,835	32,472	△ 3,636	

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。  
 2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託です。  
 3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

### 市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

区 分	令和6年3月期	令和7年3月期
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式	46	46
投資事業有限責任組合出資金	2	2
合 計	48	49

### 信用金庫法施行規則第102条第1項第5号に掲げる取引

該当ありません。

# リスク管理の体制

## リスク管理体制

当金庫は、リスク管理体制の強化およびリスク管理手法の高度化を経営課題の一つに位置付け、安定した経営と健全な財務体質の維持向上に努めております。

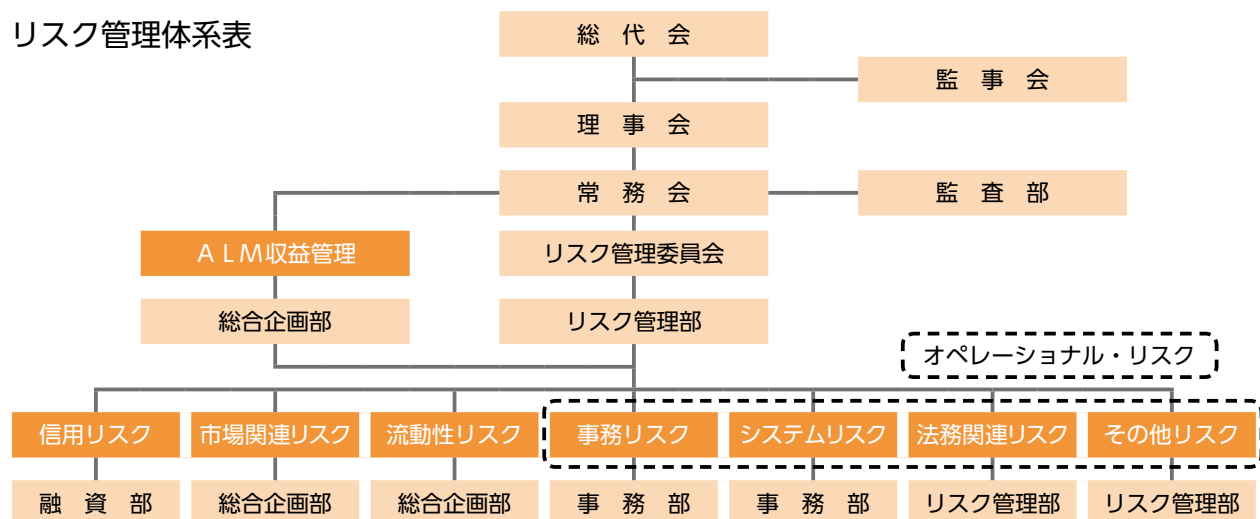
「リスク管理基本方針」や「リスク管理規程」「各種リスク管理要領」などを定めて各種リスクに適正かつ組織的に対応するため、「リスク管理体系表」に基づき経営に反映すべき事項等については「リスク管理委員会」において協議し対応策を発信するなど日々管理体制の強化に取り組んでおります。

また、経営の健全性・安定性の一層の向上を図るため、限られた資本を有効に活用し、経営の効率性や収益性を高めていくための枠組みとして、信用リスク、市場関連リスク、オペレーショナル・リスク等の主要なリスクを合理的な手法で計量化し、リスクの総量が自己資本等の経営体力に収まるよう管理する「統合的リスク管理態勢」を構築し、その充実に取り組んでおります。

信用リスク	信用リスクとは、信用供与先の信用状況が悪化し貸出金等の債務の支払いが不能となった場合、それに伴って貸倒等の損失を被るリスクのことです。当金庫では、相互牽制機能が働くよう営業推進部門から独立した審査部門において「信用リスク管理要領」などに基づいた厳格な審査と管理体制の強化に努めております。	事務リスク*	事務リスクとは、金庫の役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことによってお客さまにご迷惑をおかけしたり、損害を発生させてしまうリスクです。当金庫では、定期的な業務役員会議による事務指導や店内勉強会を通じて事務知識・事務処理能力の向上に努めております。
市場関連リスク	市場関連リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市況の変動により、保有する資産等の価値が変動し損失を被るリスクです。当金庫では、自己資本に見合った適正なリスク・リミット、運用限度枠、損失限度枠を遵守することにより市場関連リスクの厳正な管理に努めております。	システムリスク*	システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等のシステムの不備等によってお客さまや金庫が損失を被るリスクです。当金庫の業務処理の中核を担う勘定処理システムは業界が設立した「共同事務センター」システムを使用し、共同利用の強みを活かした超大型コンピュータの利用による高度の信頼性を常に確保しております。
流動性リスク	流動性リスクとは、予期せぬ資金流出により必要な資金が確保できなくなる場合や、通常より高い金利で資金の調達を余儀なくされるリスクです。当金庫では、信金中金への預け金を中心に換金性の高い資産を保有することに心がけるとともに、突発的な現金需要にも十分に対応ができるよう、余裕を持った資金繰りに努めて、日次、週次、月次の資金繰り状況の把握・分析を行うなど流動性リスクが顕在化しないよう厳正に管理しております。	法務関連リスク*	法務関連リスクとは、法令違反や法的な検討が不十分なことなどによる信用の失墜から被るリスクです。当金庫では、「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、「信用金庫職員の服務と倫理」に則り、各店舗にコンプライアンス担当者を配置し、各店舗のコンプライアンスの確保に努めるなど、法令遵守態勢の強化を図り、職員のコンプライアンス意識の向上と徹底に努めております。

※事務リスク、システムリスク、法務関連リスクにその他リスクを加え、総じてオペレーショナル・リスクとしている。

## リスク管理体系表



## 内部監査体制

当金庫では、事故防止の観点から、内部監査規程に基づく監査部の全部店への抜打ち監査や部店内検査の実施を通じて、相互牽制機能を含めたリスク管理体制の適切性・有効性の検証を行うなど内部監査体制を確立しております。

# 法令遵守の体制

## コンプライアンス(法令等遵守)の態勢

当金庫では、地域社会の信頼に添えていくため法令等遵守の徹底を業務の健全性および適切性を確保するための最重要課題の一つとして位置づけ役職員一体となって取り組んでおります。

具体的な取組みとして、法令等遵守に係る基本方針として「コンプライアンス規程」を定めてこの規程に則った業務運営を実現するための「コンプライアンス・マニュアル」を手引書として策定しております。

また、法令等遵守態勢の整備と強化を目的とする実践計画として「コンプライアンス・プログラム」を年度ごとに策定し、各店舗に配置したコンプライアンス担当者による関連研修や啓蒙活動を実施しております。このほか、「はくさん信金よろず相談所」をリスク管理部内に設置して苦情・ご意見を承る体制を充実させるなど、お客さまからの信頼の確保に日々努めております。

## 倫理憲章

当金庫では、地域社会から信頼される信用金庫を目指すための具体的な行動指針として「はくさん信用金庫倫理憲章」を制定しております。これからもこの倫理憲章を鑑として社会的、公共的使命と責任を全うすることに全力を傾注してまいります。

### 「地域社会から信頼される金庫」を目指し

#### (信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任)

- 一、金庫がよき企業市民であるとの自覚と誇りをもって、社会的・公共的使命を果たすべく責任ある健全な業務運営に努めます。

#### (法令やルールの厳格な遵守と適正な業務運営)

- 一、各種法令等を遵守するとともに、社会規範を全うし、公正な業務運営に努めます。

#### (豊かな地域社会の実現)

- 一、基本的人権を重んじ、自然環境の保護にも配慮しつつ、豊かな地域社会づくりに努めます。

#### (経営の積極的ディスクロージャーとコミュニケーションの充実)

- 一、経営情報等を積極的に開示するとともに、広く地域社会とのコミュニケーションの充実に努めます。

#### (反社会的勢力の排除)

- 一、社会の秩序や安全に脅威を与えるような勢力や行為に対しては、毅然とした態度で臨みます。

## 反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守いたします。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

## マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策ポリシー

金融機関では犯罪資金の洗浄を防いだり、テロの資金源を断つなど、組織犯罪・テロ対策に貢献することが求められており、緊急性が高く重要な経営課題となっております。

当金庫では、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与リスク管理態勢について経営の重要課題の一つとして位置づけるとともに、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、以下のとおり「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策ポリシー」を制定し、組織として適切に対応できる管理態勢の更なる強化に取り組んでおります。

### 1. 運営方針

理事会は、マネロン・テロ資金供与の防止を経営上の最も重要な課題の一つとして位置づけ、マネロン・テロ資金供与の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。具体的には、組織全体で連携・協働してマネロン・テロ資金供与のリスクを特定・評価するための枠組みの構築、各部門の利害調整、マネロン・テロ資金供与リスクの特定・評価を実施するための指導・支援、マネロン・テロ資金供与リスクの評価結果を踏まえたポリシー・規程・手順等の策定、マネロン・テロ資金供与リスクを適切にコントロールするために必要となる経営資源の配分等について、主導性を発揮します。

また自金庫のマネロン・テロ資金供与リスクが変化した場合や、運営上の課題が確認された場合には、改めてポリシー・規程・手順等の見直しを検討し、マネロン・テロ資金供与対策の実効性を高める対応態勢を構築します。

### 2. 管理態勢

当金庫におけるマネロン・テロ資金供与対策の主管部はリスク管理部とし、リスク管理部が関係する各部や営業店等と連携を図りマネロン・テロ資金供与対策に取り組めます。

### 3. リスクベース・アプローチ

リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、当金庫が直面しているマネロン・テロ資金供与に関するリスクを特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

### 4. 顧客の管理方針

適切な取引時確認を実施し、顧客や取引のリスクに即した対応策を実施する態勢を整備します。また、顧客から定期的な情報収集、取引時の記録等から取引実態等を定期的に調査・分析することで、継続的な顧客管理による対応策の見直しを図ります。

### 5. 疑わしい取引の届出

営業店からの報告、またはシステムによるモニタリング・フィルタリングで検知した取引を基に、顧客の属性、取引時の状況等を総合的に検証・分析することで、疑わしい顧客や取引等を適切に把握し、当局に速やかに疑わしい取引の届出を行います。

### 6. 資産凍結の措置

テロリスト等に対する資産凍結等の措置を適切に実施します。

### 7. 役職員の研修

継続的な研修を通じて、役職員のマネロン・テロ資金供与に対する知識・理解を深め、役割に応じた専門性・適合性等を有する役職員の確保・育成に努めます。

### 8. 実効性の検証

マネロン・テロ資金供与対策の管理態勢について、主管部であるリスク管理部による営業店、ATM等における対策の実効性を定期的に検証し、対策の実効性確保に向けた改善を進めるとともに、独立した内部監査部門による定期的な監査を実施し、その監査結果を踏まえて、さらなる改善に努めます。

### 9. 顧客からの理解促進

顧客からの定期的な情報収集に向けて、当金庫のホームページ、営業店、ATM等を活用して、顧客からの理解を得るための周知、広報活動に取り組めます。

# 内部管理態勢の整備

## 内部管理基本方針の制定

当金庫は、内部管理体制整備が金庫経営における業務の健全性・適切性を確保するための最重要課題であるとの認識のもとに、本方針に従って継続的に内部管理制度の充実整備を図り、その実効性確保に努めております。

### 1 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 法令等遵守の徹底を業務の健全性及び適切性を確保するための最重要課題の一つとして位置付け、法令等遵守に係る基本方針として「コンプライアンス規程」を定める。また、これに則った業務運営を実現するため「コンプライアンス・マニュアル」を具体的な手引書として制定するほか、法令等遵守態勢の整備のための実践計画として毎年度毎に「コンプライアンス・プログラム」を策定する。
- (2) 法令等遵守に関する事項を一元的に管理する「コンプライアンス統括部署」を設置するとともに本部各部並びに営業店に「コンプライアンス担当者」を配置し、コンプライアンス統括部署との連携を図る。
- (3) 公益通報者保護の窓口として、職員がコンプライアンス上疑義のある行為等を知った場合に、所属部店の上司を介さず直接コンプライアンス統括部署の管理者に報告・相談を行うことができる「内部通報者保護規程」に基づく「コンプライアンス相談窓口」(ホットライン)を設置する。
- (4) 内部監査部門は、法令等遵守態勢の有効性及び適切性について監査を行い、その結果を理事会、常務会及び監事に報告するとともに、必要に応じて被監査部門に改善すべき事項の改善を指示し、その実施状況を検証する。

### 2 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 理事会、常務会の各議事録は「理事会規程」、「常務会規程」に基づき作成し、「文書等の整理・保管事務取扱要領」の規定に基づき適切に保存・管理する。
- (2) 理事及び監事はこれらの文書を常時閲覧することができる。

### 3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 業務執行に係る各種リスクを統合的に把握するとともに、適正なリスクの範囲内での業務運営を図るため、「リスク管理規程」及びリスクカテゴリーに応じた管理要領等を定める。
- (2) リスク管理態勢強化に向けた施策の企画立案・推進・管理を目的として、常務会の下に専務理事を委員長とする「リスク管理委員会」を設置する。
- (3) 当庫全体のリスクを一元的に管理する部門(以下、「リスク統括部門」という。)及びリスクカテゴリー毎の主管部門を定め、リスク管理の実効性及び相互牽制機能を確保するとともに管理責任を明確にする。
- (4) リスク管理上必要に応じ「リスク管理委員会」を開催して対応策等を協議し、その結果を常務会に報告する。
- (5) 内部監査部門は、リスク管理態勢の有効性・適切性について監査し、その結果を理事会、常務会及び監事に報告するとともに、必要に応じて被監査部門に改善すべき事項の改善を指示し、その実施状況を検証する。
- (6) 大規模自然災害、重大なシステム障害及び風評リスク等緊急事態の発生時に生じ得る損害や影響を最小限に抑えるため、「コンテンツンジェンシー・プラン(災害時等の緊急時対応計画)」を定め、平時より危機管理態勢を整備する。
- (7) 適切且つ有効なリスク管理態勢を構築するため、各リスク主管部門は自己診断を定期的に実施し、その結果を理事会へ報告する。

### 4 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、理事会を原則月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催するものとし、当金庫の経営方針及び業務戦略に関わる重要な事項については、常務会において議論を行い、その審議を経て執行決定を行う。
- (2) 理事会は、全役員が共有する経営方針及び年度毎の基本経営計画を決定する。各担当理事は、これらに沿って具体的な施策及び効率的な業務執行体制を決定するものとし、必要に応じて常務会において議論を行う。
- (3) 理事会は、経営方針及び基本経営計画に関して定期的に検証すべき項目を定め、各部門の現状分析、改善策等を担当理事に報告させ、必要に応じて見直しを行う。
- (4) 理事会は、当金庫の業務の健全性、効率性を確保するため、経営情報及び地域貢献活動等の開示を適時適切に行う。

### 5 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 補助職員の確保、その人事権及び懲戒処分に関する事項  
① 当金庫は、監事の求めに応じ、監事と事前協議のうえ、その

職務を補助すべき職員を配置する。

- ② 当金庫は、当該職員の人事異動及び考課等の人事権に係る事項や当該職員の懲戒処分の決定については、予め監事に同意を求めることとする。

- (2) 監事が、その職務を補助すべき臨時の職員を求めた場合は、理事長は内部監査部門から必要な人員を臨時に配置する。

### 6 監事の職務を補助すべき職員に報告するための事項

#### (1) 補助職員の指揮命令権に関する事項

- ① 監事の職務を補助すべき職員は、当該監査業務に関して監事の指揮命令のみに従い、理事の指揮命令を受けない。

### 7 理事及び職員が監事に報告するための体制

- (1) 理事は、次に定める事項について、事態認識後直ちに監事に報告する。  
ただし、監事が出席した会議等で報告・決議された事項は対象としない。

- ① 理事会及び常務会で決議された事項
- ② 当金庫に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ③ 経営状況に関する重要な事項
- ④ 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
- ⑤ 重大な法令・定款違反
- ⑥ 公益通報の状況及び内容
- ⑦ その他コンプライアンス上重要な事項

- (2) 職員は、前項に関する重大な事実を確認した場合には、監事に直接報告できる。

- (3) 監事は、理事及び職員に対して監査に必要な事項の報告を求めることができる。

### 8 監事への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないことを確保するための体制

- (1) 監事への報告を行った者が不利な取り扱いを受けない旨の体制の整備。

- ① 当金庫は、監事への報告を行った者が当該報告をしたことを理由として、不利な取り扱い(人事異動や考課等の人事権に係る事項のほか、嫌がらせの言動などの報復措置の一切を含む)を行うことを禁止し、これを当金庫の役職員に周知する。
- ② 当金庫は、上記の報告を行った者の職場環境が悪化しないよう適切な措置を講ずる。
- ③ 監事への報告を行った者及びその内容に係る情報の管理体制の整備

当金庫は公益通報者保護の観点から、監事への報告については、匿名で行うことを認めるとともに、その報告を行った者の個人情報及びその報告内容を開示してはならないこととする。

- (2) 監事への報告を行った者が不利な取扱を受けた場合における当金庫としての対応

- ① 当金庫は、上記の報告を行った者に対して不利な取扱いを行った者がいた場合には、公益通報者保護の観点から「コンプライアンス規程」や「就業規則」等に則り厳格な処分を行う。

### 9 監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監事は、職務を適切に遂行するため、理事、会計監査人、内部監査部門、コンプライアンス統括部署の管理者等との緊密な連携を図り、定期的な情報交換を行うなど適正な監査の実施に努める。

- (2) 代表理事は、監事と定期的に意見交換会を実施し、監事から監事監査の環境整備等について要請があれば誠実に協議を行う。

- (3) 監事が独自に意見形成するために、弁護士、公認会計士その他の専門家に依頼する体制を確保する。

### 10 監事の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 監査費用及びその前払いや償還に関する当金庫の方針

- ① 当金庫は、監事が監査費用及びその前払いや償還に係る請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務がその職務の執行に必要なものでないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

- ② 当金庫は、不祥事発生時等において、監事が外部の専門家(弁護士、公認会計士等)を利用することを請求した場合、当該請求がその職務の執行に必要なものでないと認められる場合を除き、その費用を負担する。

# 顧客保護等への取組み

## 顧客保護等管理方針

当金庫は、お客さまの自由な意思を尊重し、その資産、情報およびその他の利益を保護するため、法令等を遵守し利便性の向上に向けて、以下の事項を定め、お客さまの信頼に応えてまいります。

1. 当金庫は、法令やルールを厳格に遵守し、社会規範に則り、誠実かつ公正な業務運営を遂行します。また、お客さまの正当な利益の保護や利便性の向上に向けて継続的な取組みを行ってまいります。
2. 当金庫は、お客さまへの説明を要するすべての取引や商品について、そのご理解やご経験・ご資産の状況等に応じた適切な情報提供と商品説明を行います。
3. 当金庫は、お客さまからのご意見や苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまのご理解と信頼を得られるよう努めるとともに、お客さまの正当な利益が保護されるように努めてまいります。
4. 当金庫は、お客さまの情報を、適正かつ適法な手段で取得し、法令等で定める場合を除き利用目的の範囲を超えた取扱いやお客さまの同意を得ることなく外部への提供を行いません。また、お客さまの情報を正確に保つよう努めるとともに、情報への不正なアクセスや情報の流出・紛失等の防止のため、必要かつ適切な措置を講じてまいります。
5. 当金庫が行う業務を外部業者に委託するにあたっては、お客さまの情報の管理やお客さまへの対応が適切に行われるように努めてまいります。

※本方針の「お客さま」とは、「当金庫の利用者および利用予定者」を意味します。

※本方針の「業務」とは、与信取引、預金の受入れ、金融商品の販売、仲介、募集等のお客さまと当金庫との間で行われるすべての取引に関する業務です。

## 金融商品に係る勧誘方針

当金庫は「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、下記の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることといたします。

1. 当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適切な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・ご購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただくため、当該商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、窓口までお問い合わせください。

## プライバシーポリシー(個人情報保護宣言)～ 抜粋 ～

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報および個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他の個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

なお、プライバシーポリシー（個人情報保護宣言）の詳細につきましては、当金庫ホームページをご覧ください。

## 利益相反管理方針

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則等に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
  - (1) 次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
    - ① 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
    - ② 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
    - ③ 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
  - (2) ①から③のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
  - ① 対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
  - ② 対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
  - ③ 対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
  - ④ 対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

## 「お客さま本位の業務運営」に関する宣言

当金庫は、地域に貢献できるコミュニティバンクを目指して、地元の発展と地域社会の繁栄に貢献するという経営理念のもと、お客さまの資産形成・資産運用においてより良い金融商品・サービスを提供し、ご満足いただける業務運営を実現するため、金融商品販売等に関する取組方針を以下のとおり定め、役職員全員で実践してまいります。

この方針に基づく具体的な取組みについては、定期的に取組み状況を検証するとともに、必要に応じて見直します。

### お客さまの多様なニーズにふさわしい金融商品・サービスの提供

お客さまの金融商品に関する知識、お取引経験、財産の状況、および取引目的・ニーズ等をしっかりと伺いしたうえで、商品のご提案をさせていただきます。また、お客さまのご意向・ニーズに沿えるように、商品ラインナップの整備および、資産形成に役立つ情報の提供に努めてまいります。

### お客さまの利益が不当に害されることなき適切な管理

お客さまのお取引における利益相反の可能性について正確に把握し、利益相反の可能性がある場合には、適切に管理してまいります。

### お客さまへの重要な情報の分かりやすい提供

お客さまにご負担いただく手数料その他費用の透明性の向上を図り、お客さまへ分かりやすく説明してまいります。また、お客さまご自身に適切な判断をしていただくために、金融商品・サービスのご提案にあたっては、商品の特徴やリスクの所在等重要事項について、分かりやすい説明に努めてまいります。

### お客さま本位の業務運営実践のための体制整備

本方針の理解と浸透のための職員教育・研修等により、職員の専門知識の向上に努め、お客さまのライフステージ等に応じたコンサルティングができる能力を備えた職員の育成に取り組んでまいります。

## 金融ADR制度への対応

当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、業務運営体制・内部規程を整備して苦情等の解決を図り、お客さまからの信頼性の向上に努めております。また、苦情処理措置・紛争解決措置等の概要につきましては、ホームページ、店頭ポスター等で公表しております。

### 当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客さまからの相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」という。）を営業店またはリスク管理部内“はくさん信金よろず相談所”で受け付けています。

1. 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
2. 事実関係を把握したうえで、営業店、関連部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
3. 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。

苦情等は、営業店または次の専用窓口へお申し出ください。

名 称	はくさん信用金庫 リスク管理部内 “はくさん信金よろず相談所”
住 所	〒920-8674 石川県金沢市玉川町11番18号
電話番号	076-233-1175（直通）
受付時間	8:45～17:00（信用金庫営業日）
受付媒体	電話、手紙、面談

なお、お客さまの個人情報、苦情等の解決を図るために、また、お客さまとのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

4. 当金庫のほかに、全国信用金庫協会の「全国しんきん相談所」や北陸地区信用金庫協会の「北陸地区しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。

詳しくは、前記“はくさん信金よろず相談所”にご相談ください。

名 称	全国しんきん相談所 （一般社団法人全国信用金庫協会）	北陸地区しんきん相談所 （一般社団法人北陸地区信用金庫協会）
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7	〒920-0031 石川県金沢市広岡3-3-11 JR金沢駅西第四NKビル5F
電話番号	03-3517-5825	076-261-2836
受付時間	9:00～17:00（信用金庫営業日）	9:00～17:00（信用金庫営業日）
受付媒体	電話、手紙、面談	電話、手紙、面談

5. 金沢弁護士会、福井弁護士会、富山県弁護士会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、前記“はくさん信金よろず相談所”または前記各「しんきん相談所」へお申し出ください。

なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。

名 称	金沢弁護士会紛争解決センター	福井弁護士会紛争解決センター	富山県弁護士会紛争解決センター
住 所	〒920-0937 石川県金沢市丸の内7-36	〒910-0004 福井県福井市宝永4丁目3-1（7階）	〒930-0076 富山県富山市長柄町3丁目4-1
電話番号	076-221-0242	0776-23-5255	076-421-4811
受付時間	月～金（祝日、年末年始除く） 10:00～17:00	月～金（祝日、年末年始除く） 9:00～17:00	月～金（祝日、年末年始除く） 10:00～16:00
名 称	東京弁護士会紛争解決センター	第一東京弁護士会仲裁センター	第二東京弁護士会仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付時間	月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00、13:00～16:00	月～金（祝日、年末年始除く） 10:00～12:00、13:00～16:00	月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00、13:00～17:00

# 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況

## I. 中小零細企業の経営改善への取組み状況

お取引事業先に対するコンサルティング機能の発揮

### 1. ライフステージに応じたお取引事業先への支援

- ①新規事業所融資開拓活動の取組み
- ②創業・新事業支援
  - ・創業、新事業支援融資の推進
- ③成長段階における支援
  - ・ビジネスマッチング活動の推進
  - ・個人保証・不動産担保に過度に依存しない融資の推進
- ④経営改善・事業再生・事業承継(M&A)・廃業等の支援
  - ・経営改善計画の策定支援
  - ・モニタリングを通じた経営相談・支援の徹底
  - ・中小零細企業等への伴走支援の取組み
  - ・中小零細企業等の事業承継(M&A)への取組み

### 2. 課題解決型金融を担う人材の育成

- コンサルティング能力・目利き能力の向上
- コミュニケーション・スキルと営業力の向上

## II. 地域活性化への取組み状況

### 1. 地域の面的再生への積極的な参画

- 地元自治体との連携
- 商工関係団体や業界中央機関との連携
- 石川県産業創出支援機構 (ISICO) との連携
- 石川県中小企業診断士との連携
- 地域のお客さまへの多様な金融サービスのご提供
- 社会的・文化的貢献活動の推進
- 地域やお客さま組織との連携

### 2. 令和6年能登半島地震からの石川県の再生への取組み

### 3. 地域やお客さまに対する積極的な情報発信

- ディスクロージャー誌を活用した積極的な情報発信
- ホームページを活用した各種取組みのご紹介

## 新規事業所融資開拓活動の取組み

「Face to Face」の営業活動を通じ、地域の事業先の相談活動を積極的に展開するとともに、事業先との関係強化と安定した資金供給を目的に新規事業所融資開拓活動を全員営業体制で実施し、令和6年度は新たに148先のお客さまにお取引いただきました。今後も地域に密着した金融仲介機能を更に発揮し、新しいお客さまの開拓や融資先数の増加を中心とした活動を充実させることで地域の活性化を目指してまいります。

## 創業・新事業支援への取組み

日常の営業活動を通じた地域・お客さまの情報収集や、地元商工会議所・商工会や石川県信用保証協会等との連携により、創業・新事業を目指すお客さまへの計画策定のお手伝いや融資対応を積極的に実施するとともに、開業後におきましても、モニタリングを通じて各種ご相談に応じております。

## 令和6年能登半島地震からの石川県の再生への取組み

地震の影響は石川県全体に広がっており、金庫の中期経営計画においては能登半島地震からの復旧・復興支援を重点施策とし、被災者や被災事業者に寄り添った適切な支援を継続してまいります。令和6年度の具体的な取組みは次のとおりです。

○県及び各自治体の震災復興関連制度融資等を活用した資金繰り支援や設備復旧支援の実施

県伴走（復興）実行先248件 実行金額4,351百万円

○県内3金庫との共催による「食のフェスティバル～ともに越えよう石川～」の開催

出店事業者数52社うち能登地区からの出店事業者数10社（出張輪島朝市5社を含む）当日の来場者数約1,000人

○県協主催の被災地ボランティア活動への職員派遣

令和6年12月当金庫からは県協事務局含む4名の職員を派遣、県内4信金と信金中金職員計15名が参加

○震災復興応援定期預金「エール」の販売による被災地支援の実施

個人定期：能登地方の特産品を懸賞品としてプレゼント

法人定期：預入総額の0.01%分を被災地への支援金とし、(社福)石川県社会福祉協議会を通じて50万円を寄付

○震災影響により損壊した鳴和支店の建て替え、新店舗オープンに向けた取組み

令和7年4月14日(月) 新店舗オープン

## 経営者保証に関するガイドラインの活用状況

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」および「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を以下のとおり策定しております。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。

### (1) 経営者保証に関する取組方針

#### 経営者保証に関する取組方針

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着していくために、以下のとおり取り組みます。

お客さまが融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法（一定の金利の上乗せ等）を活用する可能性について、お客さまの意向を踏まえたうえで検討いたします。

上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。

経営者保証を提供いただく場合、お客さまの資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。

お客さまから既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。

事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。

また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。

お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

### (2) 「経営者保証ガイドライン」への取組状況

区 分	令和6年度
新規に無保証で融資した件数	771件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	38.47%
保証契約を解除した件数	16件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限り)	0件

## 金融円滑化への取組み

当金庫は、お取引先企業の事業活動の円滑な遂行と住宅ローンを抱えるお客さまの生活の安定を金融の面からサポートし、特に、貸出条件の変更などを求められた場合には、その要請を真摯に受け止め、お客さまの経営実態や抱えている課題を十分に把握したうえで、課題解決に必要な貸出条件の変更などのきめ細かな対応に努めております。

長引く資材・エネルギー価格の上昇や令和6年能登半島地震、令和6年9月奥能登豪雨などの影響を受けている事業者の皆さまからの資金繰りや返済条件のご変更を含めた経営に関するご相談のほか、住宅ローン、消費者ローンをご利用のお客さまからのご返済に関するご相談などに迅速かつ柔軟に対応できるよう、特別金融相談窓口を設置しております。

資金繰りやご返済などに少しでも不安をお持ちの方は、ご遠慮なく下記窓口までご相談ください。

### 貸付けの条件の変更等の実施状況 (集計期間：令和2年3月10日～令和7年3月31日)

(単位：件)

	申込み	実行	謝絶	審査中	取下げ
	件数	件数	件数	件数	件数
中小企業者向け貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	1,765	1,736	0	14	15
住宅資金借入者向け貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	59	52	1	1	5

金融円滑化に関するご相談窓口		受付時間 平日 8:45～17:00
◆中小企業者の皆さま	お取引店 または <u>はくさん信用金庫 融資部</u> TEL：076-233-1135 (直通)	
◆住宅ローン、消費者ローンをご利用の皆さま		

## 金融仲介機能のベンチマークの取組み

平成28年9月に、金融庁から金融機関における金融仲介機能の発揮状況を客観的に評価できる多様な指標として「金融仲介機能のベンチマーク（以下、「ベンチマーク」という。）」が公表されました。

当金庫は、これらの指標を活用し、引き続き、地域のお客さまのニーズにお応えするとともに、課題解決に繋がる本業支援、経営改善支援に積極的に取り組んでまいります。

### 共通ベンチマーク （令和7年3月末基準）

#### 1. 取引先企業の経営改善や成長力の強化

（単位：先、億円）

ベンチマーク①	項目	令和7年3月	令和6年3月	令和5年3月
当金庫がメインバンク（融資残高1位）として取引を行っている企業のうち、経営指標（売上・営業利益率・労働生産性等）の改善や就業者数の増加が見られた先数	メイン先数	914	766	710
	メイン先の融資残高	586	568	528
	経営指標等が改善した先数	1,038	540	514
	経営指標等が改善した先に係る3年間の事業年度末の融資残高の推移	令和7年3月 651	令和6年3月 427	令和5年3月 429

※令和7年3月末の与信額10,000千円以上の融資先を対象として集計しております。以下2.のベンチマーク②、④及び3.の⑤も同様としております。

#### 2. 取引先企業の抜本的事業再生等による生産性の向上

（単位：先）

ベンチマーク②	項目	条変総数	好調先	順調先	不調先
当金庫が貸付条件の変更を行っている中小企業の経営改善計画の進捗状況	中小企業の条件変更先に係る経営改善計画の進捗状況	119	11	46	62

（単位：件）

ベンチマーク③	項目	件数
当金庫が関与した創業、第二創業の件数	当金庫が関与した創業件数	24
	当金庫が関与した第二創業件数	0

（単位：先、億円）

ベンチマーク④	項目	全与信先					
		創業期	成長期	安定期	低迷期	再生期	
ライフステージ別の与信先数（先数単体ベース）、及び、融資額	ライフステージ別の与信先数	1,385	61	187	947	71	119
	ライフステージ別の与信先に係る事業年度末の融資残高	945	30	126	649	31	107

（注）ベンチマーク② 貸付条件の変更を実施している先で、売上高を指標とし、経営改善計画との対比にて「好調先、順調先、不調先」に区分しております。

（注）ベンチマーク③ 創業への関与とは、創業計画の策定支援、創業期の取引先への融資、政府系金融機関や創業支援機関の紹介、ベンチャー企業への助成金・融資・投資をいいます。第二創業とは、既に事業を営んでいる企業の後継者等が新規事業開始すること、既存の事業を譲渡（承継）した経営者等が新規事業を開始すること、抜本的な事業再生によって企業が業種を変えて再建することをいいます。

（注）ベンチマーク④ ライフステージの区分については、創業期は創業、第二創業から5年までの先をいい、成長期、安定期、低迷期は決算直近2期の売上高平均が過去5期の平均に対する増減率で区分し、再生期は貸付条件の変更先または延滞先をいいます。

#### 3. 担保・保証依存の融資姿勢からの転換

（単位：億円）

ベンチマーク⑤	項目	件数	融資残高
当金庫が事業性評価に基づく融資を行っている与信先数及び融資額、及び、全与信先数及び融資額に占める割合	事業性評価に基づく融資を行っている与信先数及び融資残高	47	38
	上記計数の全与信先数及び当該与信先の融資残高に占める割合	3.10%	4.30%

（注）事業性評価に基づく融資とは、財務データや担保・保証に必要以上に依存することなく、取引先企業の事業の内容や成長可能性などを適切に評価して行った融資をいいます。

## 課題解決型金融を担う人材の育成

お客様の身近で頼れるパートナーとして、さまざまなニーズやご相談に対して、ご提案やアドバイス等、付加価値の高い金融サービスでお応えできるよう、コンサルティング能力、目利き力の実務面での能力向上を図るため、石川県産業創出支援機構に職員を外向させているほか、石川県信用保証協会に職員をトレーニーで派遣しております。また、当金庫内部の研修のほか、他機関が主催する外部研修や、通信講座へ多くの職員が積極的に参加しております。

## 地方公共団体・信用保証協会との関係

当金庫では、地方公共団体とお取引や、石川県信用保証協会の保証付融資の活用を通じ、地域への円滑な資金供給に取り組んでおります。地域貢献の観点から取り組んでおります地方公共団体向けのご融資残高は、令和7年3月末現在で502億28百万円、石川県信用保証協会の保証制度等を活用した中小企業及び個人事業主のお客様への事業資金のご融資件数・残高は令和7年3月末現在で3,034件、279億11百万円となっております。

また、同協会が行う専門家派遣事業のスキームを活用し、令和6年度は8先のお客様に経営改善計画策定などの経営支援を実施しております

## 商工関係団体との連携

当金庫では、営業区域内の各商工会との間で、産業振興の分野において相互の人的・知的資源などを効果的に活用することにより、地域経済の発展と活性化に貢献することを目的に、『産業振興連携協力に関する協定』を締結、一定の要件を満たす商工会会員企業及び個人事業主の皆さま向けに、石川県信用保証協会保証付融資の金利を優遇する『しんきん特別融資』制度をご用意し、提携商工会の会員の皆さまにご利用いただいております。今後も地域経済の活性化や健全な発展のため、創業支援や経営改善支援など様々な分野で地元商工関係団体との連携をより一層深めながら、お客様の様々な経営課題の解決に積極的に取り組んでまいります。

## 石川県産業創出支援機構（ISICO）との連携

事業者の皆さまを巡る経営課題が多様化、複雑化するなか、当金庫では、事業者の皆さまとの丁寧な対話を通じ、ニーズや経営課題を十分に把握したうえで、個々のお客様が抱える様々な経営課題に対応するため、石川県産業創出支援機構（ISICO）と連携し、豊富な知識と経験を持つアドバイザーやコーディネーターより踏み込んだご支援が必要な場合には外部専門家の知見等も活用しながら、具体的な提案や抜本的な経営改善計画の策定支援など、最適なソリューションのご提供に取り組んでおります。

## コンサルティング活動の推進

当金庫では、お取引先事業者の皆さまのビジネスマッチング支援強化を目的に、マッチング情報の共有掲示板「ラポール」を金庫内の共有サイトで運用しております。また、信用金庫業界のネットワークを活用したビジネスマッチング「しんきんコネクト」や、地域を超えた県外のマッチングイベント情報等についても積極的にご提供しております。

ほかに、事業承継やM&A、労務管理・人材採用、ネット販売代行支援、クラウドファンディングやカーボンニュートラルといった分野についても外部専門業者との業務提携を行うなど、より幅広いマッチングニーズに対応する態勢を整備しており、令和6年度においては、23件の成約にいたしました。

## 地域やお客様に対する積極的な情報発信

地域のお客様のご理解を深めていただけるよう、ディスクロージャー誌やホームページなどを活用し、地域密着型金融の取組みをはじめ、さまざまな情報を積極的に発信しております。

今後も地域やお客様からの信頼向上を目指し、積極的にわかりやすい情報発信に努めてまいります。

## 地域とのふれあい

社会貢献100円募金の寄贈	毎年、県内4信用金庫とその役職員から集めた「社会貢献100円募金」については、例年、石川県信用金庫協会を通し社会福祉協議会等各団体へ寄付させていただいておりますが、令和6年度においては、令和6年能登半島地震からの復興の一助として石川県の能登半島地震災害義援金口へ寄付させていただきました。
ボランティア活動およびイベントへの参加	当金庫では、小松市栗津温泉周辺の「里山保全活動」や、「はくさん信用金庫の海岸林づくり」活動を実施しております。また、各地区の清掃活動や金沢マラソン等にボランティアスタッフとして参加するほか、地域のお祭り等の年中行事等にも積極的に参加しております。今後とも、地域社会の一員として積極的に地域貢献活動に取り組んでまいります。
野々市市とボランティア支援(アダプトプログラム)の合意書に調印	地域貢献活動の一環として、令和3年3月1日(月)に、野々市市と公共施設管理ボランティア事業(アダプトプログラム <sup>(※)</sup> )の合意書に調印いたしました。この合意書に基づき年2回、野々市支店および野々市南支店の職員が、野々市市本町3丁目から2丁目の市道約510メートル(旧北國街道沿い)で清掃や除草のボランティア活動を実施しております。 (※) アダプトプログラム：市民と行政が協働し、まちの環境美化活動を行い、行政がこれを支援する仕組みのこと。
「こびとづかんの町つるぎ」プロジェクトへの参画	当金庫では、鶴来まちづくり協議会による「こびとづかんの町つるぎ」プロジェクトに賛同し、「こびとづかん」のキャラクターを使った通帳・キャッシュカードを発行しております。
「ゼロカーボンシティのいち推進パートナー」への認定	当金庫は、野々市市が令和6年3月に新設した「ゼロカーボンシティのいち推進パートナー」制度の第1号の事業者として認定されました。6月3日からは、野々市市が環境に配慮した住宅の普及に向け創設した「のいち環境さくばり住宅」制度の助成対象となったお客さまに対し、住宅ローンの金利を優遇する取組みを開始しております。
フードドライブへの取組み	金庫では、食品ロスの削減と地域貢献の観点から、「フードドライブ」(家庭で余っている食品を持ち寄り、福祉団体等に提供する活動)の取組みを実施しております。金庫は、今後もSDGsの一環として当該活動を継続いたします。

## 地域との連携

「いしかわ里山振興ファンド」に参画	里山里海の資源を活用した <sup>なりわい</sup> 生業創出、里山里海地域の振興、スローツーリズムの推進、多様な主体の参画による里山保全活動の推進、里山里海の恵みの大切さについての普及啓発等を行うことで、元気な里山里海地域の創成を図ることを目的とした「いしかわ里山振興ファンド」に参画しております。
「いしかわ中小企業チャレンジ支援ファンド」に参画	産業化資源を活用した新たな取組みの積極的な掘り起こしや、新商品の開発、事業化に対する支援産業化資源の魅力向上への取組みに対する支援を目的とした「いしかわ中小企業チャレンジ支援ファンド」に参画しております。
「いしかわ次世代産業創造ファンド」に参画	次世代産業として有望な分野における新製品・新技術開発に対する助成、および基盤技術の高度化に向けた研究開発に対する助成、その他企業と県内外の大学研究者との交流・連携に対する助成等を通じて次世代産業の創造に向けた産学官連携の取組みへの支援を目的とした「いしかわ次世代産業創造ファンド」に参画しております。
「いしかわ事業者版環境ISO」を取得	地球温暖化対策や循環型社会への取組みについて企業の社会的責任(CSR)に基づき、積極的に対応を図り、住みよい社会と豊かな自然を将来世代に伝えることに貢献するため、「いしかわ事業者版環境ISO」を取得しております。
「いしかわ男女共同参画推進宣言企業」に認定	当金庫は、石川県創設の男女の共同参画に向けた具体的な取組みを促すことを目的とする「いしかわ男女共同参画推進宣言企業」に認定されております。仕事と育児・介護の両立などを推進するワークライフバランス(仕事と生活の調和)の取組み、男女が働きやすい職場環境づくりなどに取り組んでおります。
石川県の森林整備活動への参画	金庫役職員が地域貢献活動のひとつとして実施している「はくさん信用金庫海岸林づくり」を石川県の森林整備活動への趣旨に賛同する環境保全活動としております。毎年度の二酸化炭素吸収量の実績値を石川県へ報告しております。
能美市と相互連携協定を締結	能美市への移住・定住の促進に向けて、相互の連携を図り、それぞれが有する機能を効果的に発揮することにより多様な暮らしが実現できるまちづくりに寄与することを目的とし、当金庫と能美市、株式会社北國銀行、並びにあいおいニッセイ同和損害保険株式会社の4者間で相互連携協定を締結いたしました。
能美市とクーリングシェルターの協定を締結	熱中症による重大な健康被害防止のため、能美市との間で気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)の協定を締結いたしました。同協定に基づき、熱中症特別警戒アラートの発表期間中、能美市内の3店舗(辰口支店・寺井支店・根上支店)の冷房スペースを近隣住民等の皆さまに開放いたします。

## 『プレミアム1000社の会』との連携

当金庫では、金沢、野々市、松任、美川、川北、鶴来、根上、寺井、辰口および小松の各地区における「はくさん会」などの親睦団体を通じ、お客さまとの交流を深めております。『プレミアム1000社の会』は、上記の各地区の「はくさん会」を母体として、地区横断的に連携を図り、会員相互の販路拡大や経営支援を目的としたビジネスマッチングの実施、および会員企業の健全な発展に向けたセミナー（勉強会）を開催するなど、より大きな枠組みの中で会員企業の業績向上への機会を醸成することを目的として設立された顧客組織です。

足元の各親睦団体の会員総数は、会員の皆さまからのご紹介もあり、おかげさまで令和7年3月末には、2,000社を超え、2,011社となっております。今後も「はくさん会」ならびに『プレミアム1000社の会』との連携を通じ、会員の皆さまとの信頼関係をより一層深めるとともに、会員の皆さまの事業発展に資する取組みを積極的に実施してまいります。

### 令和7年3月末現在の会員数

(単位：社)

プレミアム1000社の会										合計
はくさん会	金 沢	野々市	松 任	美川・川北	鶴 来	根 上	寺 井	辰 口	小 松	
会 員 数	519	270	267	182	147	105	92	105	324	2,011

### 令和6年度『プレミアム1000社の会』セミナー開催実績

テ ー マ	開 催 日	講 師	参加人数・会場
第66回「中小企業さま向けのDXセミナー」	令和6年 4月18日(木)	株式会社システムサポート ICT事業部 峰岡 俊和 氏 同アクティビティサポート部 山本 季帆 氏	39名・野々市会場
第67回「新社会人として、信頼を築くための ビジネスマナー講座」	令和6年 5月14日(火)	フコクしんらい生命保険株式会社 業務推進部 販売支援グループリーダー 杉坂 麗奈 氏	34名・松任会場
第68回「採用マーケティングを学んで 理想の応募者を倍増させる！ 採用活動の超実践講座」	令和6年 6月20日(木)	株式会社Spring&Co. 代表取締役 新道 春香 氏	23名・小松会場
第69回「これからの資金計画 ～貯蓄から投資へ～」	令和6年 8月20日(火)	金融広報アドバイザー 高橋 昌子 氏	24名・松任会場
第70回「黒字最大化 ～内部留保を高め健全化を図ろう～」	令和6年 9月19日(木)	税理士法人のむら会計 山田 浩之 氏 (公認会計士)	32名・野々市会場
	令和6年 9月26日(木)	税理士法人のむら会計 西川 晃司 氏	22名・根上会場
第71回「中小企業のデジタル化 ～取組への第一歩～」	令和6年 9月20日(金)	石川県産業創出支援機構 (ISICO) ITコーディネーター 越田 幸一 氏	18名・小松会場
第72回「カンタンAI活用術 ～顧客満足度をしっかり高める 実践的なコツ～」	令和6年10月 3日(木)	一般社団法人石川県中小企業診断士会 中小企業診断士 松田 康宏 氏	26名・金沢会場
	令和6年10月10日(木)		11名・松任会場
第73回「前を向き進め！～成功への近道～」	令和6年11月20日(水)	合同会社狩女の会 代表社員 福岡 富士子 氏	47名・松任会場
第74回「2025年の経済見通しについて」	令和7年 1月23日(木)	SMBC日興証券株式会社 株式調査部 チーフエコノミスト 牧野 潤一 氏	16名・金沢会場
	令和7年 1月28日(火)	大和証券株式会社 投資情報部ストラテジー課 副部長 坪井 裕豪 氏	29名・野々市会場
	令和7年 2月 5日(水)	しんきん証券株式会社 シニアアドバイザー 馬場 修也 氏	17名・小松会場

# 総代会について

## 1. 総代会の仕組み

### (1) 総代会制度

信用金庫は、お客さまである「会員の自治」を基本に会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神で、会員・お客さま自らの自己実現と、経済価値だけでなく文化的・社会的価値も重視した地域社会の実現を目的とした協同組織金融機関であり、会員一人ひとりの意見を最大の価値と考え、民主的に運営しております。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の運営に参加することとなります。

しかし、信用金庫業界では一般的に会員数が大変多く、総会の開催は事実上不可能です。

そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。

したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する総代選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、会員懇談会を実施するなど日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、様々な経営改善に取り組んでおります。なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

### (2) 総代会の図解

総代会は、会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。



① 総代会の決議により、会員の中から選考委員を選任

② 選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考基準に基づき、選考委員が総代候補者を選考

③ 理事長は、総代候補者氏名を店頭に掲示し、所定の手続きを経て、会員の代表として総代を委嘱

## 2. 総代候補者選考基準

### (1) 資格要件

- ・当金庫の会員であり、就任時点で満80歳を超えないこと。

### (2) 適格要件

- ・総代として相応しい見識を有している方
- ・人格、識見に優れ、金庫の理念・使命を十分理解している方
- ・良識をもって正しい判断ができる方
- ・その他総代候補者選考委員が適格と認めた方

## 3. 総代とその選任方法

### (1) 総代の任期・定数

- ・総代の任期は3年です。
  - ・総代の定数は100人以上180人以内で、会員数に応じて各選任区域ごとに定めております。
- なお、令和7年7月13日現在の総代数は138人です。

#### 【総代の選任区域】

選任区	選任区域
第1区	金沢市、かほく市、河北郡、野々海市
第2区	白山市、能美郡川北町
第3区	能美市
第4区	小松市、加賀市

### (2) 総代の選任方法

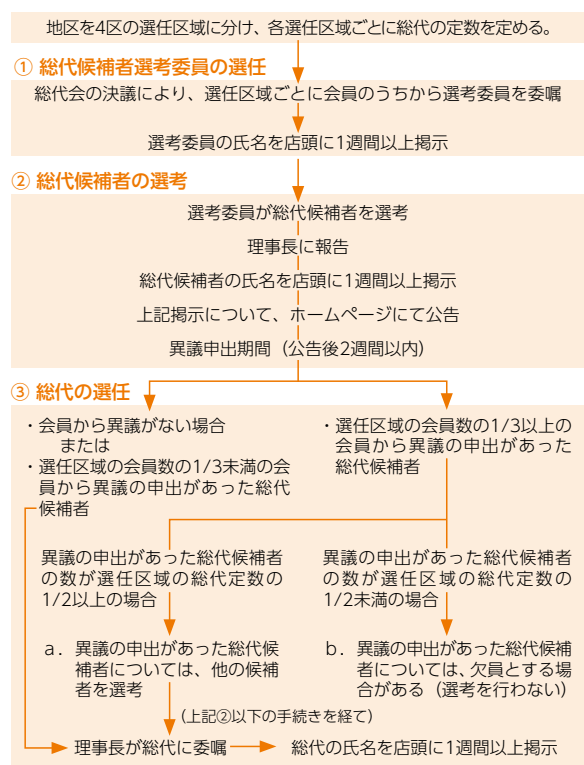
総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

そこで総代の選考は、2. 総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

- ① 総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ② 選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③ 上記②により選考された総代候補者を会員が信任する（異議があれば申し立てる。）。

### (3) 総代の選任方法の図解

#### <総代が選任されるまでの手続きについて>



4. 総代会の決議事項

令和7年6月16日に開催された令和7年度通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり了承されました。

① 報告事項

第54期（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）  
業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

② 決議事項

第1号議案 第54期剰余金処分案承認の件  
第2号議案 理事選任の件

第3号議案 監事選任の件

第4号議案 退任役員に対する退職慰労金贈呈の件

5. 総代の氏名（順不同、敬称略）

（令和7年7月13日現在）

選任区	総代数	氏名
第1区	41人	秋山 武彦③ 大島 國雄⑧ 川原 一晃③ 木下 孝治② 島田 清⑧ 大聖寺谷 敏② 東郷 博樹③ 林 靖男⑧ 藤原 禎嗣③ 松井 茂⑤ 松田 正⑥ 宮本 哲一⑥ 森本 昇③ 安嶋 昇② 岩田 幹彦⑫ 福島 理夫⑨ 東 正幸⑨ 横山 伸一郎⑧ 宮本 克喜⑥ 永野 琢也④ 松田 豊④ 館中 憲次② 荒矢 勇三⑦ 岡田 等⑤ 麻井 敏正④ 館 俊郎③ 古川 博之⑤ 中田 憲幸③ 藤弥 一司④ 谷口 博志⑨ 西山 勇⑨ 南野 達也⑤ 川元 志寿雄② 北村 成人⑭ 木野 哲夫⑧ 中村 誠宏⑤ 久安 常信③ 村山 和雄③ 西山 憲隆⑤ 上野 晋⑤ 坂田 由紀①
第2区	53人	浅野 昭利③ 新井 裕一② 江戸 則崇② 大竹 成和⑦ 岡島 健一⑤ 桶川 和孝④ 加藤 功⑤ 北田 友丈⑦ 小柳 善裕⑦ 斉藤 信也④ 田中 伸治③ 徳田 邦男⑤ 林 康友⑩ 福田 裕⑧ 藤本 和久② 町川 一均② 村松 哲矢④ 山本 富元④ 小野寺 裕治④ 荒木 敏明③ 北村 達也③ 中島 俊幸⑧ 二木 喜博④ 明翫 保信⑤ 宮竹 栄滋② 渡邊 文生③ 安江 清⑭ 谷野 清和③ 米森 昭夫⑫ 山本 隆⑧ 北野 一郎⑧ 山守 保裕⑦ 小寺 洋志裕⑤ 済田 英治⑤ 林 昌典⑤ 西 弘三④ 目名 保彦④ 大屋 潤一④ 森 政人④ 吉田 雅人② 田中 志人① 高野 博之⑦ 常山 明夫⑥ 林 久盛④ 町 享治② 小田 吉一⑦ 風 尚樹⑦ 久司 尚紀⑥ 山本 外勝⑤ 織田 毅⑤ 田中 庄治⑤ 古瀬 浩二⑤ 田中 俊憲④
第3区	26人	坂井 浩明⑨ 前多 壽幸⑧ 中村 伸一⑧ 吉田 達夫⑦ 掛村 均⑦ 秋田 順孝⑦ 上村 眞吾⑥ 山下 正行⑤ 石川 正樹⑤ 能登 勇① 井出 清⑨ 喜多 伊一郎⑥ 石崎 圭彌⑥ 齋藤 晶義⑥ 松浦 弥⑤ 徳野 伸彦⑤ 卯野 修三① 森 俊東⑪ 林 聖規⑥ 坂本 晃志⑥ 善田 善彦⑤ 室谷 眞一⑤ 金山 嘉樹⑤ 田中 利明⑤ 池田 秀一⑥ 田川 剛②
第4区	18人	潮津 勇⑤ 近江 修三③ 小前田 彰② 中川 國雄② 西 登茂一⑩ 廣田 信也② 藤田 秀③ 三ツ村 正基③ 森田 孝④ 木下 しげみ① 大井 八郎② 鍵谷 稔② 下荒 隆久④ 永田 圭吾⑧ 山本 博之② 勝木 輝男⑥ 加納 徹④ 北村 憲一④

（注）丸数字は総代の就任回数

6. 総代の属性別構成比等（総代総数138人：令和7年7月13日現在）

(1) 総代の年齢

（単位：人、％）

満年齢	第1区	第2区	第3区	第4区	合計	構成比
50歳未満	—	—	—	—	—	—
60歳未満	4	12	2	2	20	14.49
70歳未満	13	13	10	3	39	28.26
70歳以上	24	28	14	13	79	57.25
合計	41	53	26	18	138	100.00

(2) 総代の業種別内訳

（単位：人、％）

業種区分	人数	構成比	業種区分	人数	構成比
製造業	28	20.29	不動産業	9	6.52
農業、林業	—	—	物品賃貸業	—	—
漁業	—	—	学術研究、専門・技術サービス業	3	2.17
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	宿泊業	1	0.72
建設業	32	23.19	飲食業	2	1.45
電気・ガス・熱供給・水道業	2	1.45	生活関連サービス業、娯楽業	—	—
情報通信業	1	0.72	教育、学習支援業	1	0.72
運輸業、郵便業	5	3.62	医療、福祉	2	1.45
卸売業、小売業	28	20.29	その他のサービス	24	17.39
金融業、保険業	—	—	個人	—	—
合計			合計	138	100.00

日本標準産業分類の大分類に準じて区分

# 財務諸表

## 貸借対照表（資産の部）

(単位：百万円)

科 目	令和6年3月期	令和7年3月期
(資産の部)		
現金	4,282	3,896
預け金	82,470	90,980
買入金銭債権	9,250	9,397
金銭の信託	0	0
有価証券	39,329	37,963
国債	6,610	5,996
地方債	5,589	5,976
社債	13,252	12,456
株式	97	100
その他の証券	13,778	13,432
貸出金	184,751	183,032
割引手形	381	177
手形貸付	7,593	7,364
証書貸付	158,795	157,510
当座貸越	17,980	17,980
その他資産	2,186	2,108
未決済為替貸	94	53
信金中金出資金	1,730	1,730
前払費用	10	8
未収収益	226	217
その他の資産	124	98
有形固定資産	4,386	4,548
建物	1,445	1,603
土地	2,621	2,643
リース資産	150	106
建設仮勘定	2	—
その他の有形固定資産	166	194
無形固定資産	60	64
ソフトウェア	10	7
リース資産	25	33
その他の無形固定資産	23	23
前払年金費用	87	129
繰延税金資産	107	134
債務保証見返	2,405	2,518
貸倒引当金	△ 2,894	△ 2,920
(うち個別貸倒引当金)	(△ 2,752)	(△ 2,736)
資産の部合計	326,423	331,853

## 貸借対照表（負債及び純資産の部）

(単位：百万円)

科 目	令和6年3月期	令和7年3月期
(負債の部)		
預金積金	316,300	322,459
当座預金	6,933	8,555
普通預金	128,758	133,735
貯蓄預金	92	98
通知預金	72	111
定期預金	169,314	167,841
定期積金	9,721	9,985
その他の預金	1,407	2,132
借入金	100	80
借入金	100	80
その他負債	512	510
未決済為替借	124	53
未払費用	68	101
給付補填備金	1	1
未払法人税等	4	4
前受収益	43	48
払戻未済金	6	1
職員預り金	48	55
リース債務	175	140
その他の負債	40	104
賞与引当金	65	61
役員退職慰労引当金	82	96
睡眠預金払戻損失引当金	22	10
偶発損失引当金	11	32
再評価に係る繰延税金負債	162	166
債務保証	2,405	2,518
負債の部合計	319,663	325,936
(純資産の部)		
出資金	1,288	1,292
普通出資金	1,288	1,292
利益剰余金	7,756	7,923
利益準備金	1,309	1,309
その他利益剰余金	6,446	6,613
特別積立金	6,130	6,315
当期末処分剰余金	316	298
処分未済持分	△ 0	△ 0
会員勘定合計	9,045	9,215
その他有価証券評価差額金	△ 2,627	△ 3,636
土地再評価差額金	342	338
評価・換算差額等合計	△ 2,285	△ 3,298
純資産の部合計	6,760	5,916
負債及び純資産の部合計	326,423	331,853

## 損益計算書

科 目	令和6年3月期	令和7年3月期
経常収益	3,170,711	3,380,335
資金運用収益	2,780,239	2,964,909
貸出金利息	2,147,504	2,198,574
預け金利息	125,650	247,082
有価証券利息配当金	367,172	371,806
その他の受入利息	139,911	147,446
役務取引等収益	347,202	349,412
受入為替手数料	139,426	138,202
その他の役務収益	207,775	211,209
その他業務収益	7,079	33,795
その他の業務収益	7,079	33,795
その他経常収益	36,189	32,218
償却債権取立益	10,586	12,417
株式等売却益	8,885	4,933
金銭の信託運用益	1,002	643
その他の経常収益	15,716	14,223
経常費用	2,891,681	3,208,270
資金調達費用	12,832	149,190
預金利息	11,173	147,439
給付補填備金繰入額	379	654
借入金利息	1,029	837
その他の支払利息	249	259
役務取引等費用	296,060	291,056
支払為替手数料	38,022	37,450
その他の役務費用	258,038	253,606
その他業務費用	188,563	211,481
国債等債券償還損	29	185,057
国債等債券償却	186,860	24,028
その他の業務費用	1,674	2,396
経 費	2,232,486	2,278,575
人件費	1,295,548	1,297,018
物件費	848,870	893,733
税 金	88,067	87,823
その他経常費用	161,737	277,965
貸倒引当金繰入額	133,358	247,750
貸出金償却	17	79
株式等売却損	96	112
その他の経常費用	28,264	30,022
経常利益	279,030	172,065

(単位：千円)

科 目	令和6年3月期	令和7年3月期
特別利益	27	103
固定資産処分益	27	103
特別損失	97,748	2,174
固定資産処分損	525	2,174
減損損失	97,223	—
税引前当期純利益	181,309	169,994
法人税、住民税及び事業税	4,531	4,531
法人税等調整額	17,699	△ 26,592
法人税等合計	22,230	△ 22,061
当期純利益	159,078	192,055
繰越金（当期首残高）	105,610	106,158
土地再評価差額金取崩額	52,129	—
当期末処分剰余金	316,818	298,213

## 剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	令和6年3月期	令和7年3月期
当期末処分剰余金	316,818	298,213
剰余金処分量	210,659	195,770
利益準備金	—	—
普通出資に対する配当金 (配当率)	25,659 (年2%)	25,770 (年2%)
特別積立金	185,000	170,000
繰越金（当期末残高）	106,158	102,442

令和6年3月期及び令和7年3月期の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書については、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、木戸公認会計士事務所の監査を受けております。

令和7年3月における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和7年6月16日  
はくさん信用金庫

理事長 玉井重治

# 財務諸表の注記

## 〈貸借対照表の注記〉

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- 有形固定資産(リース資産を除く。)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3年~39年
その他	3年~40年

- 無形固定資産(リース資産を除く。)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨建資産は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却引当基準に則り、次のとおり計上しております。

日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(令和4年4月14日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正として、景気循環等を加味したより長期の過去の一定期間における平均値に基づく損失率が高い場合、その差分を加味して算定しております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を計上しております。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額のうち取立不能見込額を債権額から直接減額しており、その金額は2,985百万円であります。

- 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

ただし、当事業年度末においては、年金資産見込額が退職給付債務見込額に未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異を加減した金額を超過しており、その差額は前払年金費用として計上しております。

また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(8年)による定額法により費用処理
数理計算上の差異	各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(8年)による定率法により案分した額を、それぞれ発生した事業年度から費用処理

また、当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

- 制度全体の積立状況に関する事項(令和6年3月31日現在)
 

年金資産の額	1,832,300百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,853,684百万円
差引額	△ 21,384百万円
- 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(令和6年3月分)
 

	0.1833%
--	---------
- 補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高134,623百万円及び別途積立金113,239百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金33百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫

の実際の負担割合とは一致しません。

- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払に備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

- 役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものとなります。

為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。

- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は個々の資産の取得原価に含めて計上しております。

- 重要な会計上の見積り関係

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

【貸倒引当金】 2,920百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として7.に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

【有形固定資産】 4,548百万円

有形固定資産の減損損失の認識については、減損の兆候がある資産または資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がこれらの帳簿価額を下回るか否かにより判定しております。当金庫では、各支店を独立した単位と見做し、各支店単位において減損の兆候を把握し、将来20年の割引前将来キャッシュ・フローの総額を見積り、減損の認識判定に用いておりますが、その前提は将来の事業計画に基づく各支店の営業損益であります。当該見積りについては、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、収益性の低下等により、各支店単位における割引前将来キャッシュ・フローの総額に係る想定に変化が生じ、当該資産の帳簿価額を下回ることとなった場合には、翌事業年度に係る財務諸表における有形固定資産の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額
 

	132百万円
--	--------

- 子会社等の株式又は出資金の総額
 

	一百万円
--	------

- 有形固定資産の減価償却累計額
 

	4,008百万円
--	----------

- 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機等については所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

- 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私券(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	2,878百万円
危険債権額	1,788百万円
三月以上延滞債権額	20百万円
貸出条件緩和債権額	529百万円
合計額	5,217百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は177百万円であります。

22.担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	300百万円
定期預け金	513百万円
担保資産に対応する債務	
預金	355百万円
借入金	80百万円

上記のほか、為替決済業務の担保として定期預け金13,000百万円、  
 公金収納事務取扱保証金として現金3百万円を差し入れております。

23.土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に基づいて(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)、合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △1,158百万円

24.[有価証券]中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の保証債務の額は135百万円であります。

25.出資1口当たりの純資産額 228円96銭

26.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(以下「ALM」という。)をしております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び政策目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、融資及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか本部審査部署等により行われ、また、定期的に経営陣による審議会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、監査部署がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金運用部署において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。日常的には資金運用部署において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、月次ベースで常勤役員全員に対し定期報告を行うほか四半期毎に理事会に報告しております。

(ii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会の監督の下、余資運用規程に従い行われております。

このうち、資金運用部署では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

資金運用部署で保有している株式の多くは、政策目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報は資金運用部署を通じ、リスク管理委員会、常務会及び理事会において定期的に報告されております。

(iii)為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iv)市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、有価証券のうち債券、市場価格のある株式及び投資信託の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法(保有期間3ヵ月、信頼区間99%、観測期間5年)により算出しており、令和7年3月31日(当事業年度の決算日)現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で1,776百万円です。

なお、当金庫では、毎月バックテストを実施し、計測手法の有効性等を確認しております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金及び借入金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

27.金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません(注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)預け金	90,980	90,848	△131
(2)有価証券	37,913	37,543	△370
満期保有目的の債券	9,077	8,707	△370
その他有価証券(*1)	28,835	28,835	—
(3)貸出金(*2)	183,032		
貸倒引当金(*3)	△2,887		
	180,145	179,761	△383
金融資産計	309,038	308,153	△885
(1)預金積金	322,459	322,612	152
(2)借入金(*2)	80	81	1
金融負債計	322,539	322,693	153

(\*1) その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(\*2) 貸出金、借入金の時価には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(\*3) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を預け入れた際に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。自金庫保証付私債券は元利金を個社別の適用金利に割り算出された利率で割り引いた価額をもって算定しております。投資信託は取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については28.と29.に記載しております。

(3)貸出金

貸出金は、以下の①~③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2)借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	46
信金中央金庫出資金(*1)	1,730
組合出資金(*2)	2
合 計	1,779

- (\*1)非上場株式及び信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。
- (\*2)組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額  
(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金(*1)	19,163	5,000	—	—
有価証券	2,813	8,510	7,300	13,260
満期保有目的の債券	392	3,670	3,992	1,022
その他有価証券のうち満期があるもの	2,421	4,840	3,308	12,237
貸出金(*2)	26,576	55,631	45,276	34,256
合計	48,553	69,141	52,577	47,517

- (\*1) 預け金のうち、期間の定めがないものは含めておりません。
- (\*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 預金積金及び借入金の決算日後の返済予定額  
(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(*1)	149,708	26,194	11	361
借入金	20	60	—	—
合計	149,728	26,254	11	361

- (\*1) 預金積金のうち、期間の定めがないものは含めておりません。

28. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、29.まで同様であります。

満期保有目的の債券 (単位:百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	—	—	—
	社債	409	412	2
	その他	—	—	—
	小計	409	412	2
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	1,956	1,879	△77
	社債	2,407	2,274	△133
	その他	4,303	4,140	△162
	小計	8,667	8,294	△373
合計		9,077	8,707	△370

その他有価証券 (単位:百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	53	36	16
	債券	1,018	1,016	1
	国債	—	—	—
	地方債	500	499	0
	社債	518	516	1
	その他	614	599	15
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	18,637	21,206	△2,568
	国債	5,996	7,514	△1,517
	地方債	3,520	3,894	△374
	社債	9,120	9,796	△676
	その他	8,511	9,613	△1,101
合計		28,835	32,472	△3,636

29. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	—	—	—
債券	—	—	—
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	773	4	△201
合計	773	4	△201

30. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく

下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額は、24百万円でありました。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べ30%以上下落した場合であります。

31. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、56,742百万円でありました。このうち契約残存期間が1年以内のものが23,861百万円ありました。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

32. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	672百万円
減価償却	22
固定資産減損損失	100
有価証券評価差額金	1,032
税務上の繰越欠損金(注1)	330
その他	136
繰延税金資産小計	2,294
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,890
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注1)	△233
評価性引当額小計	△2,124
繰延税金資産合計	170
繰延税金負債	
前払年金費用	△35
繰延税金負債合計	△35
繰延税金資産の純額	134百万円

(注1) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額  
当事業年度(令和7年3月31日)  
(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(*1)	96	—	—	—	—	233	330
評価性引当額	—	—	—	—	—	△233	△233
繰延税金資産	96	—	—	—	—	—	96(*2)

- (\*1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

- (\*2) 翌事業年度に課税所得が見込まれることから、繰越欠損金に係る一部について回収可能と判断しております。

(追加情報)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が令和7年3月31日に成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.7%から、令和8年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については28.4%となります。この税率変更による当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債への影響は軽微であります。

33. 収益認識会計基準の「表示」に関する事項

企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示していません。当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

契約資産	1百万円
顧客との契約から生じた債権	—百万円
契約負債	—百万円

#### 〈損益計算書の注記〉

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たり当期純利益金額 7円43銭
- 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示していません。役員取引等収益に含まれる顧客との契約から生じる収益の金額は、348,631千円であります。

# 不良債権の状況

## 【金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び(1)から(4)までに掲げるものの合計額】

- (1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
- (2) 危険債権
- (3) 三月以上延滞債権（貸出金のみ）
- (4) 貸出条件緩和債権（貸出金のみ）
- (5) 正常債権

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「個別貸倒引当金」(C) は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」の債権額に対して個別に引当計上した額の合計額です。
7. 「一般貸倒引当金」(D) には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、要管理債権の債権額に対して引当てた額を記載しております。
8. 「担保・保証等」(E) は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
9. 「正常債権」(F) とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
10. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は質貸借契約によるものに限る。）です。

## 信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円)

区 分	令和6年3月期	令和7年3月期
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2,686	2,878
危険債権	1,935	1,788
要管理債権	540	549
三月以上延滞債権	20	20
貸出条件緩和債権	519	529
小 計 (A)	5,162	5,217
保全額 (B)	4,455	4,462
個別貸倒引当金 (C)	2,752	2,736
一般貸倒引当金 (D)	18	25
担保・保証等 (E)	1,684	1,700
保全率 (B) / (A) %	86.31	85.53
引当率 ((C) + (D)) / ((A) - (E)) %	79.68	78.54
正常債権 (F)	182,155	180,446
総与信残高 (A) + (F)	187,317	185,664

## 【貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額】

### 貸倒引当金内訳

(単位：百万円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和6年3月期	124	142	—	124
	令和7年3月期	142	184	—	142
個別貸倒引当金	令和6年3月期	2,937	2,752	301	2,636
	令和7年3月期	2,752	2,736	221	2,530
合 計	令和6年3月期	3,062	2,894	301	2,761
	令和7年3月期	2,894	2,920	221	2,673

## 【不良債権比率】

(単位：%)

区 分	令和6年3月期	令和7年3月期
不良債権比率	2.75	2.81

## 【貸出金償却の額】

(単位：百万円)

区 分	令和6年3月期	令和7年3月期
貸出金償却額	0	0

# 役職員の報酬体系

## 報酬体系について

### 1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」および「賞与」、在任期間中の職務執行および特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

#### (1) 報酬体系の概要

##### 【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬および賞与につきましては、総代会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額および賞与額につきましては、監事会の協議により決定しております。

##### 【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払に関して、その決定方法を規程で定めております。

#### (2) 令和6年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区 分	支 払 総 額
対象役員に対する報酬等	93

(注) 1. 対象役員に該当する理事は6名、監事は1名です（期中に退任した者を含む。）。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」81百万円、「退職慰労金」11百万円となっております。  
なお、「退職慰労金」は、当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金です。

### (3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第2条第1項第3号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

### 2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和6年度においては、対象職員等に該当する者はありませんでした。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。  
なお、令和6年度においては、該当する会社はありませんでした。
3. 「同等額」は、令和6年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
4. 令和6年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はありませんでした。

# 自己資本の充実の状況

## 自己資本調達手段の概要

自己資本は、コア資本に係る基礎項目とコア資本に係る調整項目で構成されております。令和6年度末の自己資本の額のうち、当金庫が積み立てているもの以外には、地域のお客さまからお預りしている出資金、利益剰余金のほか一般貸倒引当金等が該当します。なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

- 普通出資 ①発行主体：はくさん信用金庫  
 ②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：1,292百万円

## 自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円)

項 目	令和6年3月期	令和7年3月期
<b>コア資本に係る基礎項目 (1)</b>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	9,019	9,189
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,288	1,292
うち、利益剰余金の額	7,756	7,923
うち、外部流出予定額(△)	25	25
うち、上記以外に該当するものの額	△ 0	△ 0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	142	184
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	142	184
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
<b>コア資本に係る基礎項目の額 (イ)</b>	<b>9,162</b>	<b>9,373</b>
<b>コア資本に係る調整項目 (2)</b>		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	43	46
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	43	46
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	41	96
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	62	93
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
<b>コア資本に係る調整項目の額 (ロ)</b>	<b>148</b>	<b>236</b>
<b>自己資本</b>		
<b>自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)</b>	<b>9,013</b>	<b>9,137</b>
<b>リスク・アセット等 (3)</b>		
信用リスク・アセットの額の合計額	103,009	98,897
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 600	△ 600
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	5,236	4,938
信用リスク・アセット調整額	—	—
フロア調整額		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
<b>リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)</b>	<b>108,245</b>	<b>103,835</b>
<b>自己資本比率</b>		
<b>自己資本比率 ((ハ) / (ニ))</b>	<b>8.32%</b>	<b>8.79%</b>

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫および信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

## 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しましては、自己資本比率は国内基準である4%を大きく上回っており、経営の健全性・安全性を十分保っております。また、当金庫は、各エクスポージャーが一分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。

将来の自己資本充実策につきましては、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

## 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和6年3月期		令和7年3月期	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	103,009	4,120	98,897	3,955
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	97,892	3,915	93,296	3,731
ソブリン向け	482	19	680	27
金融機関等向け	7,139	285	9,343	373
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け			1,012	40
カバード・ボンド向け				
法人等向け	42,240	1,689	26,199	1,047
中小企業等向け及び個人向け	26,658	1,066		
中堅中小企業等向け及び個人向け			13,078	523
トランザクター向け			656	26
抵当権付住宅ローン	4,102	164		
不動産取得等事業向け	323	12		
不動産関連向け			30,593	1,223
自己居住用不動産等向け			11,218	448
賃貸用不動産向け			13,660	546
事業用不動産関連向け			5,060	202
その他不動産関連向け			653	26
ADC向け				
劣後債権及びその他資本性証券等			500	20
三月以上延滞等	1,018	40		
延滞等向け			2,790	111
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			225	9
信用保証協会等による保証付	1,155	46	1,436	57
株式等			88	3
その他	14,772	590	8,360	334
②証券化エクスポージャー				
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	5,717	228	6,201	248
ルック・スルー方式	5,717	228	6,201	248
④未決済取引				
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 600	△ 24	△ 600	△ 24
⑥CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額（簡便法）				
⑦中央清算機関関連エクスポージャー				
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	5,236	209	4,938	197
BI			3,292	
BIC			395	
ハ. 単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額（イ+ロ）	108,245	4,329	103,835	4,153

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット等×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、地方三公社（土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社）、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際復興開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体等のことです。
4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関等向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
5. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
  - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
  - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
6. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております（令和6年3月期計数）。
7. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
8. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております（令和7年3月期計数）。
9. 単体総所要自己資本額=単体リスク・アセットの合計額（自己資本比率の分母の額）×4%

## 信用リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を被るリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役員に理解と遵守を促すとともに、相互牽制機能が働くよう営業推進部門から独立した審査部門において「信用リスク管理要領」等に基づいた厳格な審査と管理態勢の強化に努めております。

また、特定の大口先や特定の業種に偏ることのないように定期的にモニタリングを行いリスクの分散を図るとともに、経営支援が必要と判断される先に対しては、融資部内の「経営支援室」が中心となり、経営改善計画の策定支援や本業支援等のサポートを積極的に実施し、与信先の活性化を図るなど、貸出資産の質的な向上に努めております。さらに、各部門から独立した監査部では、資産内容の健全性及格付・自己査定等の正確性、信用リスクの管理状況等の監査を行い、経営陣に監査結果の報告を行うなど、信用リスク管理態勢の充実にも努めております。

信用リスクの評価につきましては、当金庫では、信用格付制度を導入するとともに、厳格な自己査定を実施しております。また、当金庫では、債務者区分が正常先（地方公共団体を除く）から破綻懸念先までの信用VaRに、要管理先債権以下の不動産担保価格の下落による追加引当想定額を合算した額を信用リスクとして認識するとともに、月次ベースで計測を実施し、「統合的リスク管理」の枠組みにおいてリスク限度枠（信用リスクへの配賦資本枠）の設定等によりコントロールすることを基本的な考えとしております。信用リスク管理の状況については、リスク管理委員会において協議・検討を行うとともに、必要に応じて理事会、常務会等への報告・審議等、経営陣に対する報告体制を整備しております。

貸倒引当金は、当金庫が定める「自己査定基準」及び「償却及び引当金に関する規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

## 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

### 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類の期末残高（地域別・業種別・残存期間別）（単位：百万円）

エクスポージャー区分 地域区分、業種区分、期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞エクスポージャー	延滞エクスポージャー
	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引				債券		デリバティブ取引			
	令和6年3月期	令和7年3月期	令和6年3月期	令和7年3月期	令和6年3月期	令和7年3月期	令和6年3月期	令和7年3月期		
国内	307,219	319,822	187,293	191,464	27,008	27,083	—	—	3,417	5,829
国外	4,901	4,899	—	—	4,901	4,899	—	—	—	—
地域別合計	312,120	324,721	187,293	191,464	31,909	31,983	—	—	3,417	5,829
製造業	11,097	11,311	9,482	10,097	1,614	1,214	—	—	396	1,249
農業、林業	450	327	450	327	—	—	—	—	—	—
漁業	101	94	101	94	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	419	455	419	455	—	—	—	—	—	—
建設業	21,186	22,950	19,436	21,300	1,750	1,650	—	—	937	1,272
電気・ガス・熱供給・水道業	1,458	1,265	859	765	599	499	—	—	—	—
情報通信業	1,219	1,309	443	686	625	525	—	—	—	—
運輸業、郵便業	5,012	4,971	3,595	3,454	1,416	1,416	—	—	107	619
卸売業、小売業	11,140	11,362	10,540	10,662	600	700	—	—	595	821
金融業、保険業	96,918	106,019	3,307	3,447	9,409	9,861	—	—	0	0
不動産業	33,229	32,267	32,391	31,660	837	607	—	—	758	733
宿泊業	1,771	1,725	1,766	1,721	4	4	—	—	—	—
飲食業	4,505	4,679	4,505	4,679	—	—	—	—	43	109
教育、学習支援業	408	936	408	936	—	—	—	—	—	39
医療、福祉	5,285	5,533	5,285	5,533	—	—	—	—	23	23
物品賃貸業	977	1,027	972	923	4	4	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	176	234	176	234	—	—	—	—	—	2
生活関連サービス業、娯楽業	2,381	2,445	2,381	2,445	—	—	—	—	31	31
その他のサービス業	11,657	13,200	11,256	12,798	401	401	—	—	257	451
国・地方公共団体等	68,377	65,375	53,733	50,280	14,643	15,094	—	—	—	—
個人	25,766	28,945	25,766	28,945	—	—	—	—	265	474
その他	8,577	8,281	9	13	2	2	—	—	—	—
業種別合計	312,120	324,721	187,293	191,464	31,909	31,983	—	—	3,417	5,829
1年以下	45,683	55,224	34,754	33,548	1,215	2,511	—	—	—	—
1年超3年以下	30,138	18,489	11,949	10,512	3,768	2,679	—	—	—	—
3年超5年以下	12,285	15,449	8,770	10,300	3,435	5,148	—	—	—	—
5年超7年以下	17,699	16,755	14,381	14,756	3,317	1,999	—	—	—	—
7年超10年以下	31,169	41,619	29,070	37,220	2,099	4,398	—	—	—	—
10年超	105,862	97,166	87,876	82,008	17,986	15,158	—	—	—	—
期間の定めのないもの	69,280	80,017	491	3,118	85	85	—	—	—	—
残存期間別合計	312,120	324,721	187,293	191,464	31,909	31,983	—	—	—	—

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いております。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

4. 上記の「その他」及び「期間の定めのないもの」に記載の残高には、裏付となる個々の資産の全部又は一部を「業種区分」「期間別区分」に分類することが困難なエクスポージャー（具体的には、現金や有形固定資産等）が含まれます。

5. CVAリスクおよび中央精算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

33ページをご参照ください。

### 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金				貸出金償却	
	令和6年3月期		令和7年3月期		令和6年3月期	令和7年3月期
	期末残高	増減額	期末残高	増減額		
製造業	255	28	256	1	—	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	893	23	758	△ 135	0	0
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	141	△ 6	118	△ 23	—	—
卸売業、小売業	476	△ 66	629	153	0	0
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—
不動産業	533	△ 0	538	4	—	0
宿泊業	—	—	—	—	—	—
飲食業	58	△ 6	52	△ 5	0	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	23	—	23	—	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	31	—	31	—	—	—
その他のサービス業	178	△ 90	150	△ 27	0	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—
個人	159	△ 66	177	17	—	—
合計	2,752	△ 185	2,736	△ 15	0	0

- (注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。  
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

### 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	2024年度					
現金	3,896	—	3,896	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	66,550	—	66,550	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	100	—	100	—	10	10%
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	56,591	403	56,591	40	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	400	—	400	—	40	10%
我が国の政府関係機関向け	4,678	—	4,678	—	404	9%
地方三公社向け	4,075	—	4,075	—	225	6%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	41,152	—	41,152	—	9,343	23%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	3,809	—	3,809	—	1,012	27%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け (特定貸付債権向けを含む)	34,582	8,796	31,117	2,062	26,199	79%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	21,942	52,435	19,203	2,950	13,078	59%
トランザクター向け	—	37,697	—	1,722	656	38%
不動産関連向け	44,603	935	44,104	895	30,593	68%
自己居住用不動産等向け	23,099	—	22,971	—	11,218	49%
賃貸用不動産向け	15,626	501	15,528	461	13,660	85%
事業用不動産関連向け	4,705	433	4,516	433	5,060	102%
その他不動産関連向け	1,172	—	1,088	—	653	60%
ADC向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	500	—	500	—	500	100%
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	2,055	157	2,052	15	2,790	135%
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	237	—	237	—	225	95%
取立未済手形	53	—	53	—	10	20%
信用保証協会等による保証付	25,713	197	25,713	19	1,436	6%
株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	88	—	88	—	88	100%
合計					84,947	

- (注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。  
2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目 (%) のことです。  
3. 「リスク・ウェイトの加重平均値 (%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳 (単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	(0%)	(10%)	(15%)	(20%)	(25%)	(30%)	(31.25%)	(35%)	(37.5%)	(40%)	(43.75%)	(45%)	(50%)	(56.25%)	(60%)	(62.5%)
	2024年度															
現金	3,896	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	66,551	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	56,632	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	400	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	633	4,046	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	700	—	—	3,375	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	33,028	—	6,622	—	—	—	—	—	—	1,503	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	1,705	—	1,904	—	—	—	—	—	—	200	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け (特定貸付債権向けを含む)	—	—	—	1,999	—	—	—	—	—	—	—	—	3,399	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,723	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,723	—	—	—
不動産関連向け	—	—	—	1,792	972	4,312	—	411	8	2,035	—	1,692	1,943	—	2,276	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—	1,792	972	2,657	—	—	8	2,035	—	—	1,943	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	1,655	—	411	—	—	—	1,692	—	—	1,187	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,089	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	174	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	53	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	11,368	14,365	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	139,779	18,911	—	40,248	972	10,934	—	411	8	2,035	—	3,415	7,019	—	2,276	—

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	(70%)	(75%)	(80%)	(85%)	(90%)	(93.75%)	(100%)	(105%)	(110%)	(112.5%)	(130%)	(150%)	(250%)	(400%)	(その他)	合計
	2024年度															
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,896
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	66,551
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	56,632
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	400
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,679
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,075
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	41,153
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,809
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け (特定貸付債権向けを含む)	—	100	—	24,336	—	—	3,346	—	—	—	—	—	—	—	—	33,180
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	19,965	—	—	—	—	467	—	—	—	—	—	—	—	—	22,154
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,723
不動産関連向け	14,252	778	—	—	508	—	9,893	3,733	—	—	—	394	—	—	—	45,001
自己居住用不動産等向け	13,543	21	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	22,971
賃貸用不動産向け	—	757	—	—	—	—	9,893	—	—	—	—	394	—	—	—	15,990
事業用不動産関連向け	709	—	—	—	508	—	—	3,733	—	—	—	—	—	—	—	4,951
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,089
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	500	—	—	—	500
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—	179	—	—	—	—	1,715	—	—	—	2,068
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	237	—	—	—	—	—	—	—	—	237
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	53
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	25,734
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	88	—	—	—	—	—	—	—	—	88
合計	14,252	20,843	—	24,336	508	—	5,217	9,893	3,733	—	—	2,109	—	—	—	306,500

(注) 最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。

## リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト 区分 (%)	エクスポージャーの額	
	令和6年3月期	
	格付有り	格付無し
0%	—	126,997
10%	—	27,849
20%	1,999	37,868
35%	—	11,836
40%	—	704
50%	12,402	2,627
75%	—	32,598
100%	300	55,505
150%	—	520
200%	—	—
250%	—	911
1250%	—	—
その他	—	—
合計		312,120

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。  
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。  
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央精算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト 区分 (%)	2024年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	219,871	6,221	11%	220,443
40%~70%	23,964	33,274	11%	25,314
75%	17,107	13,840	10%	15,523
80%	—	—	—	—
85%	25,549	6,314	28%	24,325
90%~100%	7,519	2,608	12%	7,323
105%~130%	13,253	610	100%	13,626
150%	2,085	53	10%	2,072
250%	—	—	—	—
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	309,351	62,924	13%	308,630

- (注) 1. 最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。  
 2. 「CCFの加重平均値 (%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことであります。

### 信用リスク削減手法に関する事項

#### 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫は、信用リスクを軽減するために、取引先によっては不動産等の担保や信用保証協会等の保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、様々な角度から判断を行っており、担保・保証に過度に依存しない審査に努めております。また、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいたうえでご契約いただくとともに、その手続きについては、当金庫が定める「貸出事務取扱要領」および「不動産担保評価基準」等により、適切な事務取扱並びに適正な評価を行っております。

なお、自己資本比率規制における信用リスク削減手法として、当金庫が扱う適格金融資産担保は主に預金積金であります。一方、国、地方国公共団体、政府関係機関等および一定以上の格付が適格格付機関により付与されている保証会社等（一般社団法人しんきん保証基金等）の債務保証が付された債権については、保証される部分に限り、原資産および債務者のリスク・ウェイトに代えて当該保証人のリスク・ウェイトを適用しております。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「貸出事務取扱要領」や各種約定書等に基づき、法的に有効であることを十分確認するなど、適正な事務手続きに基づいた対応を行っております。

## 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	令和6年3月期	令和7年3月期	令和6年3月期	令和7年3月期	令和6年3月期	令和7年3月期
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	1,426	3,658	11,941	14,011	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

## 派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方のリスクに関する事項

### 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を被る可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を被る可能性のある信用リスクが内包されております。したがって、当金庫が定める「余資運用管理基準」等に則り、各種リスクを適切に管理する方針としております。

当金庫では、令和7年3月末において、派生商品取引や長期決済期間取引を行っておりません。

## 証券化エクスポージャーに関する事項

証券化とは、金融機関が保有する債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。証券化は、証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に分類されますが、当金庫では、令和7年3月末において、オリジネーター、投資家として保有する有価証券のエクスポージャーについては、ともに該当ございません。

投資業務については、有価証券投資の一環として捉え、投資対象を一定の信用力を有するものとするほか、そのリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じて常務会に諮るなど、適切なリスク管理に努めることとしております。

## 出資等エクスポージャーに関する事項

### 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫において保有する資産のうち、上場株式、非上場株式、出資金（信金中金出資金、投資事業組合等への出資金）が出資等エクスポージャーに該当いたします。

保有する株式等には、市場価格等の変動により資産価値が減少し損失を被るリスク（価格変動リスク）が伴います。当金庫では、上場株式については日々時価により、また非上場株式については財務諸表に基づく評価を適宜実施するなど、内部管理規程に基づき適正な運用管理を行っています。価格変動に伴う予想損失額については、VaRや株価が10%下落した場合の損失額として算定し、「統合的リスク管理」の枠組みにおけるリスク限度枠管理やストレステスト等に活用するとともに、金利リスクと併せて定期的にリスク管理委員会、常務会に報告するなど、適切なリスク管理に努めております。なお、当該取引における会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」等に従った適正な処理を行っております。

### 貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和6年3月期		令和7年3月期	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	50	50	53	53
非上場株式等	1,781	1,781	1,781	1,781
合計	1,832	1,832	1,835	1,835

(注) 1. 貸借対照表計上額は、決算日における市場価格等に基づいております。

2. 非上場株式等は、非上場株式のほか信金中金出資金、投資事業組合出資持分、その他出資金を含めております。

### 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和6年3月期	令和7年3月期
売却益	0	0
売却損	0	0
償却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

### 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和6年3月期	令和7年3月期
評価損益	14	16

### 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和6年3月期	令和7年3月期
評価損益	—	—

## リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	令和6年3月期	令和7年3月期
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	19,148	18,716
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー	—	—

## 銀行勘定における金利リスクに関する事項

### 金利リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、金利が変化することによる資産と負債の経済価値の変化が資本に及ぼす影響や、金利上昇を起因とする有価証券の評価損失の資本への影響、低金利継続や期間ミスマッチ等を原因とした利息収入減少への影響が考えられます。当金庫ではこれらの影響を金利リスクととらえ、金利変化による資本への経済価値の影響、有価証券評価損失の資本に対する影響、将来利息収入減少の影響が一定以下になるようにリスク管理を行っています。

当金庫では、銀行勘定の全ての金利感応資産・負債を金利リスクの管理対象とし、 $\Delta EVE$ （金利ショックに対する経済的価値の減少額）、VaR（バリュー・アット・リスク信頼水準99%、保有期間3か月、観測期間5年間）を用いることで、金利変化時の資本への影響を計測するとともに、将来収入への影響については $\Delta NII$ （金利ショックに対する金利収益の減少額）を用いて把握することとし、影響が自己資本の一定範囲を超える場合や利息収入の減少が想定される場合には、リスク管理委員会や常務会に諮り、金利リスクの削減や運用ポジションの変更等について協議・検討を行うこととしております。

有価証券の評価損益、VaRについては、余資運用管理基準に定めるリスク・リミット管理の一環として日々ベースで計測、その遵守状況について管理しているほか、 $\Delta EVE$ や $\Delta NII$ については月次ベースで計測し、信用リスクやその他リスクとともに「統合的リスク管理」の枠組みにおいて自己資本の充実度の評価やリスク限度枠（各種リスクへの配賦資本枠）管理、ストレステストの実施に活用しております。日々の有価証券の評価損益、金利リスクの計測結果については経営陣に報告し認識を共有しているほか、全ての資産・負債の金利リスクについては、月次でモニタリングしALM委員会において報告を行うとともに、四半期ごとにリスク管理委員会、常務会で協議検討を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールについての検討を行っております。

### 金利リスクの算定手法の概要

開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta EVE$ 及び $\Delta NII$ の取扱い

$\Delta EVE$ 及び $\Delta NII$ については、開示告示等に基づき、以下の前提に基づき計測・管理しております。

#### 流動性預金の取扱い

金利改定平均満期	最長金利改定満期	満期の割当て方法
1.25年	2.5年	金融庁が定める保守的な前提を採用

※コア預金（流動性預金の滞留）：①過去5年の最低残高、②過去5年の年間最大流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額のうち、最少の額を上限に用い算定

#### 金利リスク計測にあたっての前提

	$\Delta EVE$	$\Delta NII$
固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提	金融庁が定める保守的な前提を採用	考慮していない
複数の通貨の集計方法およびその前提	通貨別に算出した金利リスクの正値のみを合算	
スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるか否等）	リスクフリー・レートに与える金利ショック幅と同じ	参照金利間の相関や参照金利のリスク・フリーレートに対する追従等を考慮
内部モデルの使用等、 $\Delta EVE$ 及び $\Delta NII$ に重大な影響を及ぼすその他の前提	内部モデルの使用なし	

#### 前事業年度の開示からの変動要因

前年度と同様の方法で算出しており、 $\Delta EVE$ 、 $\Delta NII$ ともに最大値は「上方パラレルシフト」となっております。

#### 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

重要性テスト結果と監督上の基準値と比較することで、金利リスクの水準を認識しております。監督上の基準値である20%を超過しており、金利リスク量の削減に向け、今後も適切なリスク管理に努めてまいります。

(単位：百万円)

		IRRBB1：金利リスク			
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		$\Delta EVE$		$\Delta NII$	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	5,264	5,842	136	219
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	4,040	4,394		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	5,264	5,842	136	219
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	9,137		9,013	

## オペレーショナル・リスクに関する項目

### リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは、「当金庫の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスク」をいいます。

当金庫は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務関連リスク、その他リスク（業務執行に伴い生ずるその他のリスク）を含む幅広いリスクと考え、管理態勢や管理方法に関するリスク管理の基本方針をそれぞれのリスクについて定め、確実にリスクを認識するとともに、内部監査を実施し管理状況等を評価するなど、事務品質の向上に努めております。なお、内部損失データの収集及び保有等については、リスク管理委員会において、オペレーショナル・リスク管理等の観点から内部損失データの収集及び保有等が必要と認められた場合に、「オペレーショナル・リスク管理要領」に定める手順に沿って実施することとしております。

リスクの計測に関しましては、最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い、当面、「標準的計測手法」により算出することとし、態勢を整備しております。また、これらのリスクに関しましては、リスク管理委員会において協議・検討するとともに、常務会、理事会といった経営陣に対し報告する態勢を整備しております。

### オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は、「標準的計測手法」により、オペレーショナル・リスク相当額を算出しております。

#### <オペレーショナル・リスク相当額（標準的計測手法）の算出方法>

オペレーショナル・リスク相当額＝事業規模要素（BIC）<sup>※1</sup> × 内部損失乗数（ILM）<sup>※2</sup>

※1 BIC＝BI（事業規模指標：金利要素、役務要素、および金融商品要素の合計額）×掛目12%（BIが1,000億円以下の場合）

※2 当金庫は、自己資本比率告示第306条第1項第3号の規定に基づき、ILMの値に「1」を用いる方法を採用しております。

# 信用金庫のディスクロージャー開示項目

このディスクロージャー資料は、信用金庫法第89条（銀行法第21条準用）により、信用金庫における業務及び財産の状況に関するディスクロージャーが義務付けられております。また、信用金庫法施行規則第132条により、信用金庫のディスクロージャー開示項目は下記のとおり規定されており、この規定における各項目は以下のページに掲載しております。

## ディスクロージャーの開示項目

### 信用金庫法施行規則第132条における規定

#### 1. 金庫の概況及び組織に関する事項

- (1) 事業の組織 …………… 2
- (2) 理事及び監事の氏名及び役職名 …………… 2
- (3) 会計監査人の氏名又は名称 …………… 2
- (4) 事務所の名称及び所在地 …………… 3

#### 2. 金庫の主要な事業の内容…………… 4

#### 3. 金庫の主要な事業に関する事項

- (1) 直近の事業年度における事業の概況 …………… 5
- (2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況 …… 7
  - ① 経常収益
  - ② 経常利益又は経常損失
  - ③ 当期純利益又は当期純損失
  - ④ 出資総額及び出資総口数
  - ⑤ 純資産額
  - ⑥ 総資産額
  - ⑦ 預金積金残高
  - ⑧ 貸出金残高
  - ⑨ 有価証券残高
  - ⑩ 単体自己資本比率
  - ⑪ 出資に対する配当金
  - ⑫ 職員数
- (3) 直近の2事業年度における事業の状況
  - ① 主要な業務の状況…………… 7
    - ア. 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益（投資信託解約損益を除く。）
    - イ. 資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支
    - ウ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘
    - エ. 受取利息及び支払利息の増減
    - オ. 総資産経常利益率
    - カ. 総資産当期純利益率
  - ② 預金に関する指標…………… 8
    - ア. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高
    - イ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高
  - ③ 貸出金等に関する指標…………… 8
    - ア. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高
    - イ. 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高
    - ウ. 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額

- エ. 用途別の貸出金残高
- オ. 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合
- カ. 預貸率の期末値及び期中平均値
- ④ 有価証券に関する指標…………… 10
  - ア. 商品有価証券の種類別の平均残高
  - イ. 有価証券の種類別の残存期間別の残高
  - ウ. 有価証券の種類別の平均残高
  - エ. 預証率の期末値及び期中平均値

#### 4. 金庫の事業の運営に関する事項

- (1) リスク管理の体制 …………… 12
- (2) 法令遵守の体制 …………… 13
- (3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況 …………… 19
- (4) 金融ADR制度への対応 …………… 18

#### 5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

- (1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書 …………… 28
- (2) 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び①から④までに掲げるものの合計額…………… 33
  - ① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
  - ② 危険債権
  - ③ 三月以上延滞債権（貸出金のみ）
  - ④ 貸出条件緩和債権（貸出金のみ）
  - ⑤ 正常債権
- (3) 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項…………… 35
- (4) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益…………… 11
  - ① 有価証券
  - ② 金銭の信託
  - ③ 規則第102条第1項第5号に掲げる取引
- (5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額…………… 33
- (6) 貸出金償却の額…………… 33
- (7) 法第38条の2第3項の規定に基づき貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨…………… 29

#### 6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの…………… 34



HAKUSAN  
SHINKIN

はくさん信用金庫

〒920-8674 金沢市玉川町11番18号  
TEL076(233)1188/FAX076(265)5544

[ホームページ](https://www.hakusanshinkin.co.jp/)  
<https://www.hakusanshinkin.co.jp/>

令和7年7月発行

**UD FONT**  
by MORISAWA

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。